

児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究

日本子ども家庭総合研究所 非常勤研究員 研修員 NPO 法人子育て運動えん 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 東京都児童相談センター 大阪市こども相談センター 神奈川県中央児童相談所 相模原市児童相談所 神奈川県鎌倉三浦児童相談所 神奈川県中央児童相談所 神奈川県小田原児童相談所 大阪府岸和田子ども家庭センター 大阪府中央子ども家庭センター 大阪府富田林子ども家庭センター 児童養護施設神戸少年の町 関西学院大学 NPO 法人チャイルド・リソースセンター 京都府立大学大学院	山本恒雄・有村大士 永野 咲 田代充生 伊藤悠子 八戸弘仁 坂井隆之 久保樹里 鈴木浩之 根本 顕 佐藤和宏 新納拓爾 鶴岡裕晃 中島 淳 福田 滋 緒方康介 野口啓示 前橋信和 宮口智恵 板倉孝枝
---	---

本研究は児童相談所が子ども虐待相談対応において実施する保護者・家族・親子への様々な援助につき、特に親子分離を行った事案において全国の児童相談所で実施されている家族支援の実態を把握し、その効果や妥当性、評価の方法について調査と検証を行い、今後の保護者援助においてより効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、効果的な援助手法の活用方法と発展可能性を検討することを目的として、平成20年度から22年度まで、3年間実施され、段階的親子再接触と名付けた指導枠組が親子支援の臨床的枠組み、また支援の進行管理枠組みとして確認された。

段階的親子再接触の枠組みは親子分離事例での親子関係修復において多くの児童相談所が実施してきた基本的枠組みをまとめたものであるが、平成22年度の調査によって一時保護からの家庭復帰事例でも親子関係調整のための保護者指導において37.6%で段階的親子再接触が設定されていた。このことから23年度中に施設から家庭復帰した事例、50日以上の一時的保護から家庭復帰した事例の両方についてその実態を調査し、継続して25年度までの3年間、その経過を追跡することとした。初年度は退所事例の第一次集計データについて試行的に分析を加え、今後の検討の出発点とするものである。

キーワード： 家族再統合 児童相談所 保護者援助 段階的な親子の再接触 虐待の再発

A Study on the System for Supporting Family Preservation in the Child Guidance Centers Efficiency, Validity, Evaluation and Discerning of the Parents' Supporting Methods

Tsuneo YAMAMOTO, et al.

Abstract: This study was a series of three-year study, and aimed to examine the effectiveness, validity, evaluation method, and its developmental possibilities by classifying better and expecting methods for support parents. The study tried to explore into the framework called 'the experimental contact among child-parents', temporary protection cases, and separated cases.

In case of separation, child-parent relation recovery was concerned at 85/112 to 114/140 Child Guidance Center in the last three years studies. The basic framework was shared in parental guidance at Child Guidance Centers. The framework has two phases such as a clinical support for the relation recoveries, and the other is the administration and intervention that Child Guidance Centers take the role.

Even the returned case, still 50-60% of the cases remained the problems that need to be solved in a long run. In the last three years studies, 11-14% of the cases re-intervened as abuse cases within a year. The result showed the cases should not be considered as case of after care, but reconsider as a new case at the home environment. This study is aimed to examine three years follow up study of returned cases in 2011 which returned from residence home, foster home, and temporary protection over 50 days.

Keywords : Family preservation, the Child Guidance Center, Parent Support Gradual re-contact of Parent and Abused Child

I 平成20年度～22年度の3年間の検討による観点整理

1) 虐待問題で施設入所となった子どもの事案における児童相談所としての保護者支援、親子関係修復の基本的枠組み・グランドデザインとしての段階的親子再接触。

虐待問題で施設入所となった事例について、児童相談所が実施してきた保護者支援、親子関係修復のための支援は、基本的に段階的親子再接触の枠組みにおいて行われてきた。内容的には事案ごと、組織ごとの様々な工夫や組織体制の事情による違い・変遷がみられるようだが、これらの活動は措置機関としての児童相談所特有の業務として、分離保護から始まる保護者支援・親子関係修復のためのグランドデザインとして実質的に機能しているとみられ、これを段階的親子再接触、あるいは段階的親子再接触プログラム、段階的親子再接触アプローチと呼ぶこととした。

段階的親子再接触とは、虐待問題において、親子の分離保護が必要となった事案において、親子分離保護以降の保護者と子どもの接触をコントロールし、再接触に段階を設け、各段階に向けての課題を保護者に呈示して指導・支援を行う枠組みのことである。具体的な作業としては、提示した課題についての保護者指導、親子関係の改善のための支援の進捗状況を評価し、それに基づいて親子の再接触を段階的に進め、最終的には外泊の試みから家庭復帰の可否を検討・決定し、可能であれば家庭復帰しての在宅指導へ移行し、もしも保護者支援の途上で保護者の生活・養育姿勢の変化・改善に問題が残っていたり、子どもの側の治療的働きかけになお時間を要するなど、そのままでは子どもの安全性、親子の修復可能性が適切に保障されないと認められる場合には、課題となる段階を定めて、その時点の課題、支援への取り組みがある程度達成されるまでは、次の段階に移行しないというやり方となる。場合によっては段階を逆行させ、親子の接触をそれまでより制限することも設定上はあり得る。

各段階における支援は、①保護者の生活と養育姿勢の改善程度、②子どもの治療的修復の状態評価、③親子再接触によって期待される親子関係修復についてのメリットと、危惧されるデメリットを勘案しながら、保護者指導と親子の再接触を進め、その接触についての親子関係の評価、保護者指導の評価、子どもの状態等により、さらに次の対応を検討していく。再接触の枠組みは便宜的に6段階に分けられ、①相談受理から分離の方針決定まで、②分離保護、

接触の停止、交流の準備期（通信の試みまで）、③面会による接触・交流の開始、④面会と外出による交流の設定、⑤外泊（1泊～数日～長期～引き取りを前提とした長期外泊まで）の実施、⑥家庭復帰後の在宅指導、の各段階である。実際にはこのすべての段階を、時間をかけて設定・進行させる事案と、途中の段階を圧縮・省略して短期化している事案がある。ちなみに平成20年度に家庭復帰した事案734件についてみると、分離保護の期間は最短3日から最長148か月（12年4か月）で、半年以内で21.4%（157件）、1年以内で40.2%（295件）、1年半以内で50.8%（373件）、2年以内で63.2%（464件）、3年以内で75.9%（557件）となり、大半の事案が3年以内に帰宅している。

表1は平成20年度における施設入所した虐待事案についての保護者支援の実施状況である。段階的親子再接触を実施している児童相談所は調査回答のあった112か所（回収率56.8%）のうち95か所（84.8%）であった。当時の全国児童相談所数は197か所なので、確認できた実施箇所はその48.2%にあたる。

表2はその翌年度、平成21年度の段階的親子再接触の枠組みによる保護者支援の実施状況である。段階的親子再接触を意図的に使っていると回答したのは調査回答のあった140か所（回収率69.7%）のうち114か所（81.4%）であった。当時の全国児童相談所数は201か所であったので、確認できた実施箇所はその56.7%にあたる。調査の回収率に不足はあるが、段階的親子再接触は、施設入所事案についての児相相談所による保護者支援、親子関係の修復・調整の枠組みとして重要な基本的枠組みであることが確認された。

表1. 平成20年度における虐待問題による施設入所事例に対する児童相談所の保護者支援の実施状況（112児相）

保護者支援の実施状況	児相数	構成比	全205か所の構成比
段階的親子再接触	60	95	84.8%
段階的親子再接触と専門的プログラム	35		
専門的プログラムのみ	3	2.7%	1.5%
従来のケースワーク	14	12.5%	6.8%
合 計	112	100.0%	54.6%

山本 他(2009,2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所 第46集、第47集より作成

表2. 平成21年度における虐待問題による施設入所事例に対する段階的親子再接触プログラムの実施状況（140児相）

質問項目	児相数	構成比	全207か所の構成比
段階的親子再接触を意図的に使っている	114	81.4%	55.1%
出来れば使いたいが実施に至っていない	2	1.4%	1.0%
実施していない	9	6.4%	4.3%
その他 無回答	15	10.7%	7.2%
合 計	140	100.0%	67.6%

山本 他(2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所 第47集より作成

2) 段階的親子再接触と専門的技法による保護者支援プログラム

平成 21～22 年度の検討からみて、児童相談所が保護者支援、親子関係の修復に投入している専門的技法、何らかのプログラムはおよそ 17 タイプほどあり、3 領域に分類された。3 領域とは、①特定の課題に焦点化された技法、②ソーシャルワーク全過程をマネジメントするための手法、③複数の技法、経験知を折衷・統合した自治体独自のプログラムである（山本 他 2010）。

①のタイプの技法やプログラムは段階的親子再接触の指導過程において部分的に組み合わせられて実施され、②と③のタイプは段階的親子再接触プログラムあるいは段階的親子再接触アプローチに代わるソーシャルワーク、ケース・マネジメントの枠組みとして実施されている。いずれの場合も SoSA（サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ）に起源を持つものが多くみられ、また①に関しては CSP（コンセンサス・ペアレンティング）に関するものがあちこちで聞かれていたが報告件数としては少なかった（山本 他 2011）。ただし、調査の回収率が 50～60% 台での結果なので、それが児童相談所全体の活動実態をどの程度、反映しているのかは疑問が残ることも指摘しておきたい。

3) 虐待問題での施設入所した子どもの事案、あるいは施設から家庭復帰した事案における保護者支援状況

虐待問題で親子分離し、施設入所中の事案における児童相談所の保護者支援の状況、施設から家庭復帰することになった事案について、それまでの保護者支援の状況を表 3（平成 20 年度分）に示す。家庭復帰した時期によっては、入所中の事案と家庭復帰事案は同じ年度内で一部重複しているものと重複していないものが共に含まれているとみられる。

これをみると家庭復帰事案、施設入所事案共に、児童相談所はその各約 85% 程度に段階的親子再接触の枠組による支援を実施し、さらに約 40 数% の事案に何らかの特定の保護者支援プログラムを実施、その両方を併行して実施しているものが各 30～40% 台認められる。具体的な内容・実態には、ばらつきがあるかもしれないが、児童相談所は、家庭復帰が見込まれるかどうかにかかわらず、ほぼ同じ比率で施設入所事案に対して保護者支援のサービスを設定している。また従来のケースワークのみと答えている指導内容が具体的にどういうことを指しているのか不明だが、何もしないということではないとすると、段階的親子再接触のような固定的な枠組みは設定し

ないで、事案・状況に応じた何らかの支援を行っていることになるのかもしれない。

表 3. 平成 20 年度における虐待問題での施設入所事案、家庭復帰事案における児童相談所の保護者支援の実態（112 児相）

保護者支援の状況	施設入所事例		112児相 9009件		家庭復帰事例		112児相 905件	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
① 段階的親子再接触	7811	86.7%	4271	47.4%	771	85.2%	371	41.0%
② 段階的親子再接触 + 保護者支援プログラムも実施	8102	89.9%	3540	39.3%	791	87.4%	400	44.2%
③ 保護者支援プログラムのみ実施	3831	42.5%	291	3.2%	420	46.4%	20	2.2%
④ 従来のケースワークのみ	907		10.1%		72		8.0%	
⑤ 不明(欠損値)	0				42		4.6%	
合 計	9009				905			

山本 他(2009, 2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」
日本子ども家庭総合研究紀要 第 46 集、第 47 集より作成

個々の対応、支援、組織体制については自由記述の意見を求めた。「業務体制・人員上の限界があり全事案に段階的親子再接触の枠組みを提供できていない。」「定型的な枠組み条件が未整備で状況依存的な進行になっている。」「組織的なチェック体制が未整備。」「緊急対応に押されて継続支援の作業が滞留しやすい。」等の報告があり、実際的には事案・組織・状況によって相当のばらつきがあることがうかがわれ、これらの数字の示すものの背景を慎重に読み取る必要がある（山本 他 2011）。

4) 段階的親子再接触における課題ー1 進行管理上の課題

段階的親子再接触の枠組みは、傷ついた親子関係の修復・再調整を支援する臨床的な親子支援サービスの枠組みであると同時に、親子の関係調整についての進行管理と評価、親子の分離と再接触の制限の判断・管理の枠組みでもある。この臨床的支援機能と介入的管理機能は、併行して進行管理されなければならない機能なのだが、実際には図 1 に見るように初期段階では保護者の不適切養育の認識や子どもの安全が重視され、介入的管理機能に重点が置かれているものの、いったん面会が開始されてからは、臨床的支援課題の方に重点が移動し、ついに家庭復帰に至るまで、再び保護者の不適切養育の認識や子どもの安全評価に重点が戻ることなく、もっぱら臨床的支援機能優位の対応へ重点が移行したままであることが認められた（山本 他 2011）。これは児童相談所という一つの組織が、保護者に対する支援を開始した後も介入的管理機能を並行して継続することの難しさを表している。この対応の補強策として、措置解除など重要な決定については児童福祉審議会の意見を聞くことによって介入的管理機能を補うと

か、児童相談所の組織内で支援機能と介入管理機能を担当するセクションを別々に分けるなどの工夫が始められているが、まだ標準的なシステムにはなっていない。

5) 段階的親子再接触における課題－2 家庭復帰後の不適切養育の再発

段階的親子再接触における臨床的支援機能と、介入的管理機能のあり方に関連する重要な課題のひとつに、家庭復帰後の不適切養育の再発問題がある。

段階的親子再接触は保護者支援と親子の関係修復を丁寧に進めると同時に、何らかのリスク要因が解消されない事案については、親子再接触のプロセスを統制して子どもの安全を守る介入・管理機能も担っている。ところが上述の図1にみるように、いったん支援作業が開始されると、もう一つの軸である介入的管理機能が相対的にしろ、後退してしまう実態があった。そのことが家庭復帰までの保護者支援による養育改善と子どもの安全の判断にどの程度影響しているか、さらに家庭復帰後の養育改善と不適切養育再発の危険性にどの程度関与しているかが課題となって浮かび上がってきた。

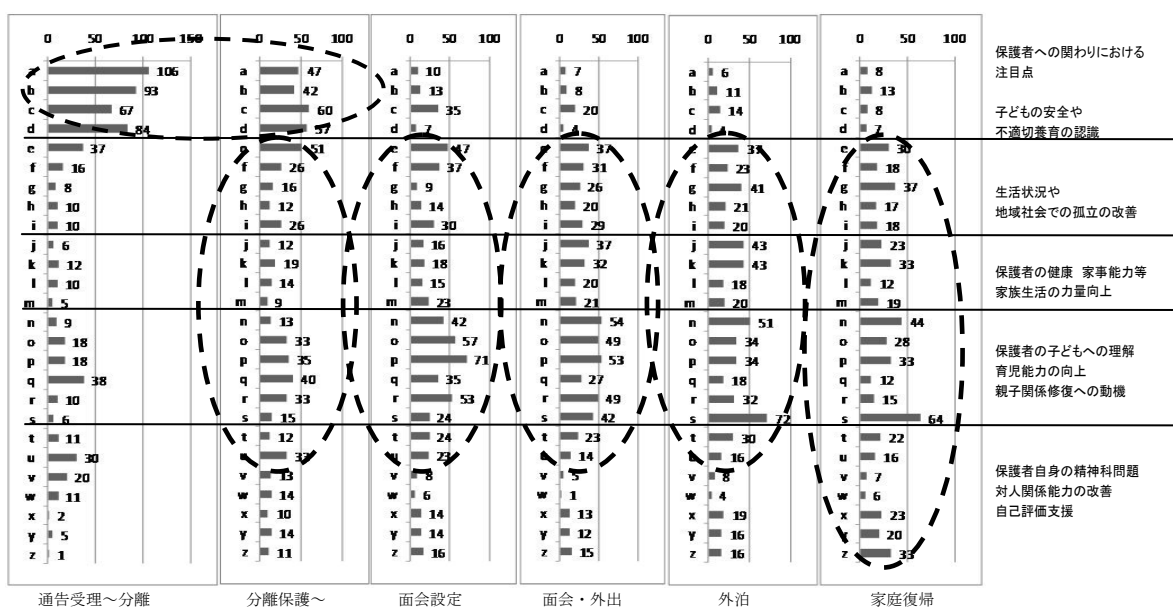


図1. 児童相談所が段階的親子再接触の各段階で重視している保護者支援の領域

山本 他(2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所紀要 第47集より作成

表4をみると家庭復帰段階において、主たる加害者のいる家庭に復帰させる事案の65.9%が、「不適切養育のリスクは残っているが、親子が同居生活することに可能な程度にまでリスクが低下している。」という判断で措置解除していること、さらに平成21年度の調査で140か所の児童相談所中、77か所(55.0%)の児童相談所が「措置解除の時点で虐待の再発はある程度想定しても子どもを家庭復帰させている。」と回答していること(山本 他 2011)には、こうした支援機能が重視の流れの中で、相対的にしろ、介入的管理機能による評価と子どもの安全についての判断が、介入当初と比べると相対的にしろ、後退していることが疑われる。

事実、措置解除の時点で、分離保護の発端となった事態について、その不適切性や虐待の事実をまだ十分には認めていない保護者がかなりの比率

(34.8% : 344/988)で残っていること、そして家庭復帰後、その同一年度内での不適切養育の再発は、それらの保護者群と高い一致率を示していることが注目される(表5)。

平成20年度の調査による限り、主たる加害者が在宅状態の家庭に子どもを措置解除・家庭復帰させる時点で「不適切養育のリスクは残っているが、親子が同居生活することに可能な程度にまでリスクが低下している。」として、措置解除した事案からは、そうでない事案に比べて、7.7倍(100人に19.2人対2.5人)の比率で不適切養育が再発している(表4)。また特に、保護者が「不適切行為は認めるが、それが虐待：不適切養育であることを認めない。」とか「子どもに対して行った行為はしつけなど、保護者の信条に基づく行為であって虐待などではない。」としている事案から多くの再発が認められていたのである(表5)。

表 4. 家庭復帰時の家庭状況とリスク評価と措置解除年度内の不適切養育の再発(平成 20 年度 112 児相：734 件)

主たる加害者の所在		措置解除時のリスク評価		家庭復帰後 同一年度内の不適切養育の再発					
在・不在	件数	評価	件数	構成比	件数	発生率	構成比	指導中に確認	再通告で確認
不在	142 19.3%	完全消失	55	38.7%	1	1.8%	1.2%	1	0
		ほぼ消失	58	40.8%	0	0.0%	0.0%	0	0
		残っている	27	19.0%	0	0.0%	0.0%	0	0
		無記入	2	1.4%	0	0.0%	0.0%	0	0
在	592 80.7%	完全消失	26	4.4%	0	0.0%	0.0%	0	0
		ほぼ消失	171	28.9%	5	2.9%	6.2%	4	1
		残っている	390	65.9%	75	19.2%	92.6%	57	18
		無記入	5	0.8%	0	0.0%	0.0%	0	0
合 計	734		734		81	11.0%	100.0%	62	19

山本 他(2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」
日本子ども家庭総合研究紀要 第 47 集より作成

主たる加害者が在宅条件で措置解除時のリスク評価

完全消失～ほぼ消失 197 件中再発 5 件(2.5%)

残っている 390 件中再発 75 件(19.2%)

表 5. 保護者の不適切養育についての態度と措置解除後同一年度内の不適切養育の再発状況 (平成 20 年度 112 児相)

保護者の不適切養育についての認識・態度	施設入所時		措置解除時		不適切養育の再発					
	件数	構成比	件数	構成比	再発 件数	構成比	再発率 /解除時	保護 件数	再保護率	
									/再発	/解除時
行為も虐待も認める	352	35.6%	445	45.0%	40	49.4%	9.0%	20	50.0%	4.5%
行為は認めるが虐待の責任は認めていない	165	16.7%	119	12.0%	10	12.3%	8.4%	5	50.0%	4.2%
行為は認めるが虐待は認めず	107	10.8%	56	5.7%	7	8.6%	12.5%	1	14.3%	1.8%
信条による行為であり虐待を否認	57	5.8%	50	5.1%	7	8.6%	14.0%	5	71.4%	10.0%
虐待は認めないが不適切養育の責任認める	43	4.4%	46	4.7%	3	3.7%	6.5%	1	33.3%	2.2%
行為も虐待も認めない	132	13.4%	73	7.4%	5	6.2%	6.8%	4	80.0%	5.5%
不明	132	13.4%	199	20.1%	9	11.1%	4.5%	5	55.6%	2.5%
合 計	988	100.0%	988	100.0%	81	100.0%	8.2%	41	50.6%	4.1%

山本 他(2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究紀要 第 47 集より作成

6) 家庭復帰と復帰後の支援について

上記の実態に対してどのような対応が考えられるか、これが重大問題である。もしも一切の妥協を排除し、保護者が不適切養育とその改善について十分な認識を示すまでは、親子の再接触や家庭復帰は考えないとするなら、表 5 の 988 件のうち最大 298～344 件はそのままでは家庭復帰させられないことになる。そうした場合、家庭復帰後、同一期間の不適切養育の再発率は計算上は 8.2%から 7.5～7.6%に下げることができることになるが、それは同時に 29～32 件の再発事案の未然防止のために、その間には問題が再発していなかった 269 件(90.3%/298)～312 件(90.7%/344)の事案も家庭復帰を止められることになる。これでは効果的とは言えないだろう。

より実効性のある対応のためには、これらの状況をより詳細に見極める情報、より長い期間設定の中での状態像変化、また措置解除以降の家庭養育支援のあり方そのものがより詳細に問われなければならない。平成 20 年度の事案による限り、再発事案の措置解除後の支援形態は児童福祉司指導から相談閉止まで多岐に及んでおり、措置解除後の指導形態による特定の傾向・特徴に課題を見出すには至っていない。ただ、多くの事案で、家庭復帰が児童相談所にとっても、保護者にとってもひとつのゴールと設定されているために、家庭復帰後の支援体制の設定が、

事後フォローアップ的な設定になっていることに共通する特徴が認められた。

明らかに、不適切養育を認識・反省し、より良い家庭生活の回復と親子関係の修復を目指してきた保護者にとって、子どもの家庭復帰は児童相談所による介入指導と支援に従ってきた成果、結果であり、指導課題のゴール、目標の達成である。しかし、年単位で一緒に暮らさない時期をおいた子どもと再び、家族と一緒に暮らし始めることは、欠けていた空白を埋めるような単純な課題ではない。

また、明らかに児童相談所の介入に始まった不適切養育の課題を十分に認識したと言えず、むしろ「子どもを返してもらうため」「現状復帰」のために児童相談所の指導・支援に応じてきた保護者にとっては、子どもの家庭復帰こそがゴールであって、それ以降の家庭生活において何か課題があるとすれば、児童相談所に介入されて、子どもが不在であった空白期間を親子・家族が取り戻すことであって、引き続いて児童相談所や関係機関の支援を受け入れることではあり得ない。しかし、仮にも児童相談所がその端緒において、子どもの家庭養育における安全に重大な問題があるために、分離保護という介入を行うに至った何らかの事情があるとすれば、時間経過が幾分か有利な状況を用意する可能性があったとしても、

課題は残されたままとなっており、親子のトラブルの再発可能性はかなりの確率で存在していると思ななければならない。

表5によれば、もしも不適切養育問題の再発をみた場合、その約半数は再保護を必要としたことになっており、さらに不適切養育問題を明らかに保護者が否認している事案では70～80%の事案を保護しなければならない事態となっている。

これらを総括すると、平成22年度報告書で確認したように「家族再統合」とは、ある固定的な終局に収斂・蒸着するようなものではなく、ある方向性をもって過程化される流動的な変遷過程そのもの、「安全・安心の養育の再生・創出とその発展」の過程として理解しなければならないことは明らかである。もしそうだとすれば、家庭復帰はゴールではあり得ず、一つの転換点、新たなスタート、全体として変遷しつつけているプロセスの通過点であることが理解される。

もし、そうだとすれば、家庭復帰と復帰後の支援の課題は明らかである。すなわち、家庭復帰以前に復帰後の支援課題は評価され、設定・開始されていなければならない、それは「在宅が可能な程度にリスクが低下している」といった評価にとどまらず、具体的な家庭復帰後の在宅指導の要件整理と当事者・関係者間にその同意が確認されていなければならないことになるだろう。おそらくそれが、「なおリスクが残る」とされた事例における家庭復帰時の条件となる必要があるとみられる。

7) 虐待種別と家庭復帰後の問題再発

家庭復帰と同一年度内の問題状況のみであるが、情報確認できた734事例に関しては概ね再発率は10%前後が基本的水準であり、性的虐待のみが突出して高いことが分かる(表6)。ただ元の件数自体にばらつきがあり、今後より多くの情報、件数、長期の継続的なデータ収集が必要である。

表6. 虐待種別と家庭復帰の同一年度内再発
(平成20年度 112児相)

虐待種別	件数	再発件数	再発率
身体的虐待	268	26	9.7%
ネグレクト	365	37	10.1%
心理的虐待	81	11	13.6%
性的虐待	20	7	35.0%
合計	734	81	11.0%

山本 他(2010)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所紀要 第47集より作成

8) 一時保護事案への注目の必要性

平成20年度からの本研究での調査はすべて施設入所した事案を対象としてきた。それは長期の分離保護による保護者指導や親子関係の修復・調整が、保護者支援の中核と想定してきたからであった。しかし実態は、措置入所でも最短3日間という報告(おそらく乳児院への一時保護的な入所措置事案)があり、他方で一時保護期間の長期化や、施設入所することなく、長期の一時保護から帰宅させている事案もあることが報告されるようになってきた。このため、平成22年度、調査を実施したところ、平成21年度中に123か所の児童相談所(調査回収率59.4%)で7118件の虐待事案での一時保護があり、そのうち2997件が同一年度内に帰宅しているのだが、そのうち2895件(96.6%)に何らかの保護者指導が実施され、さらにそのうち1126件(37.6%)には段階的親子再接触を設定したとの回答が寄せられた。この結果より、施設入所事案に並んで、一時保護事案による保護者支援、親子関係の修復・調整、帰宅後の指導状況についても、施設への措置入所と並んで調査する必要があることが示唆された。

II 研究計画

これまでの検討から、研究計画は以下ようになった。

1) アンケート調査：対象と目的

- ① 一時保護、施設入所共に、虐待相談で分離保護から家庭復帰した事案。
- ② 施設入所事案は入所期間を問わず、平成23年度中に家庭復帰したもの。
- ③ 一時保護事案は件数が膨大であることと、短期保護の事案は、保護者指導や親子関係の調整・修復が行われたとしても、はじめから短期で帰宅することを前提とした、レスパイトや親子の冷却期間の設定、警告的な要素が強くなり、いわゆる家庭復帰までの保護者支援や親子の再接触の段階的調整といった作業にはなじまないものと考えられたため、一時保護期間が50日を超えたもののみを調査対象とした。
- ④ まず初年度の平成23年度は、その年度中に家庭復帰した事案の基本的内容を、これまでの調査検討と比較するためにも情報収集する。
- ⑤ 平成23年度中に施設、一時保護から家庭復帰した虐待事案につき、平成24年度、平成25年度と少なくとも2年間の経過情報を収集し、養育状況、支援状況を把握・検討して可能なら「分離保護～家庭復帰後までの継続的な支援のあり方」についてのグランドデザインを描くことを目指す。

2) 研究スケジュール

具体的には、児童相談所の調査負担を考慮し以下の手順で作業を進める。

- 平成 23 年度 4 月～11 月の事案収集（平成 23 年 2 月を期日として回収）
- 平成 23 年度 12 月～平成 24 年 3 月末までの事案収集（平成 24 年 4 月～5 月を期日として回収）。
- a.b.の事案を基本データとして集約、分析する（調査票については資料参照）。
- c.の事案について平成 24 年度中の動きについて情報収集(平成 24 年 11 月末時点の情報として回収)。
- d.のデータについて集約、c.のデータとリンクさせて分析する（d.の調査票については資料参照）。
- e.f.のデータについて平成 25 年度中の動きについて情報収集（平成 25 年 11 月末時点の情報として回収:f.の調査票は基本的にc.に準拠して作成予定）。
- g. f.のデータについて c.d.のデータとリンクさせて分析、以降の継続調査についても検討する。

Ⅲ 研究結果

平成 24 年 3 月末の時点で施設からの帰宅、一時保護からの帰宅合わせて 414 件の事案が提供された。

調査対象事例の条件

平成 23 年度 4 月～11 月までの期間に

- ① 虐待要件での施設措置入所から措置解除・在宅となった事例
- ② 待要件での 50 日以上の一時的保護から措置解除・在宅となった事例

表 7. アンケート調査回答状況（平成 23 年 4 月～11 月）

家庭復帰事例の区分	回答児相数	回収率	事例数	有効回答	有効回答率
施設からの帰宅	61	29.5%	258	245	98.40%
一時保護からの帰宅	31	15.0%	157	152	96.80%
合 計	61	29.5%	414	397	95.90%

全児童相談所数 207

回答児童相談所はそれぞれ、施設からの帰宅 61 か所(回収率 29.5%)、一時保護からの帰宅 31 か所(回収率 15.0%)である。414 件の報告事案中、欠損値を除く有効回答事例は 397 件である。ただし、その後、2 期目の回収（平成 23 年 11 月～23 年 3 月末までの事案についての回収）にあたって平成 23 年度当初からの全数をまとめて回答する動きが続いており、最終的な平成 23 年度事例回収件数はこれより相当増加するものと見込まれる。従って今回はその予備的な検討を行うのみとする。

なお施設入所についての平均在籍期間 767.0 日、最大 5317 日、最小 9 日、中央値 432 日であった。

一時保護（50 日以上）の平均日数は 82.0 日、最大 286 日、最小 50 日、中央値 64.5 日であった。

事案の男女別・帰宅先別状況を表 8～10 に、帰宅先を図 2 に、年齢区分別・男女別の状況を表 11、図 3～5 に示す。

施設からの家庭復帰と一時保護からの家庭復帰した被虐待児について、虐待種別（主・副）・男女別の件数を表 12、13、図 6 に示す。

表 8. 施設措置・一時保護から家庭復帰した被虐待児男女別件数・構成比（平成 23 年度途中集計）

家庭復帰事例の区分	男		女		合 計
施設からの帰宅	136	55.5%	109	44.5%	245
一時保護からの帰宅	70	46.1%	82	53.9%	152
合 計	206	51.9%	191	48.1%	397

回答児童相談所 61か所 全児童相談所数 207か所

表 9. 児童福祉施設から帰宅した事案の男女別帰宅先

解除先家庭区分	男			女			合 計	
	件数	解除先構成比	男女構成比	件数	解除先構成比	男女構成比	件数	行き先別構成比
家庭引取り	124	91.2%	55.4%	100	91.7%	44.6%	224	91.4%
親以外の親族宅引き取り	9	6.6%	56.3%	7	6.4%	43.8%	16	6.5%
その他(知人等の家庭引取り)	3	2.2%	60.0%	2	1.8%	40.0%	5	2.0%
合 計	136	100.0%	55.5%	109	100.0%	44.5%	245	100.0%

表 10. 一時保護所 50 日以上保護から帰宅した男女別帰宅先

解除先家庭区分	男			女			合 計	
	件数	解除先構成比	男女構成比	件数	解除先構成比	男女構成比	件数	行き先別構成比
家庭引取り	60	85.7%	45.10%	73	89.0%	54.9%	133	87.5%
親以外の親族宅引き取り	8	11.4%	53.30%	7	8.5%	46.7%	15	9.9%
その他(知人等の家庭引取り)	2	2.9%	50.00%	2	2.4%	50.0%	4	2.6%
合 計	70	100.0%	46.10%	82	100.0%	53.9%	152	100.0%

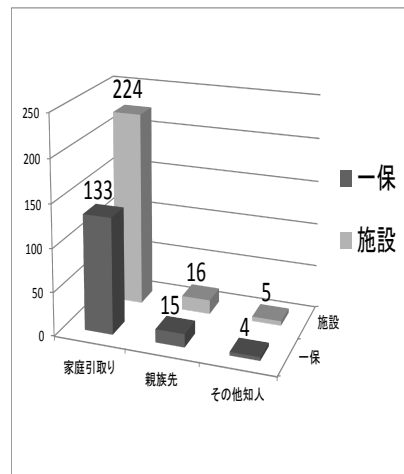


図 2. 施設・一時保護所からの帰宅先表

表 11. 施設措置・一時保護から家庭復帰した被虐待児 年齢区分別・男女別事例数（平成 23 年度途中集計）

入所別	性別	1歳未満	1～2歳	3～6歳 (就学前)	小1～3	小4～6	中1～3	高1～3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
27条施設措置 からの帰宅事例	男	8	24	21	15	25	28	15	1	1		2	140
	女	7	13	20	14	10	26	21	1	1			113
	合計	15	37	41	29	35	54	36	2	2	0	2	253
33条一時保護所 からの帰宅事例	男	2	4	19	18	17	9		1				70
	女	3	6	12	24	15	16	7					83
	合計	5	10	31	42	32	25	7	1	0	0	0	153
全 体	男	10	28	40	33	42	37	15	2	1	0	2	210
	女	10	19	32	38	25	42	28	1	1	0	0	196
	合計	20	47	72	71	67	79	43	3	2	0	2	406

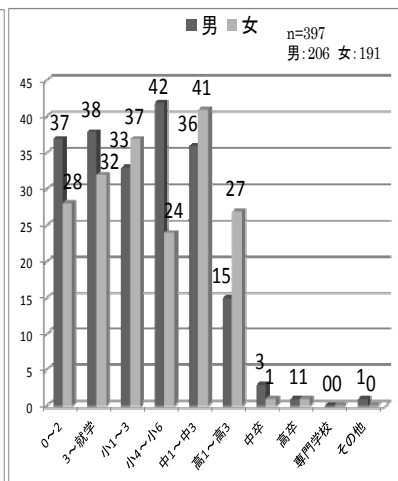
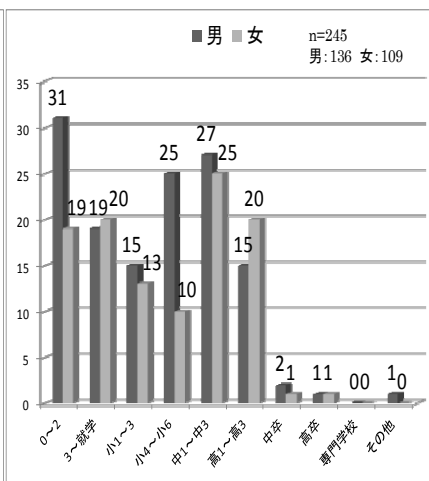
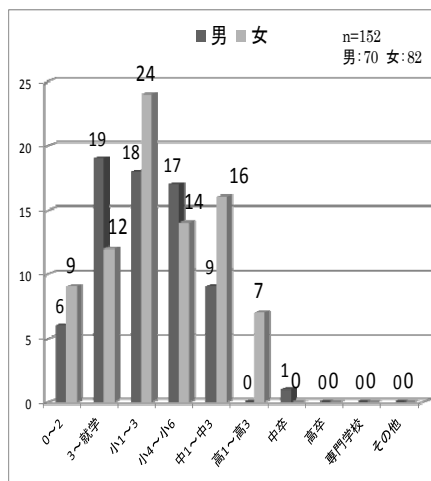
図 3. 一時保護所から家庭復帰した被虐待児 年齢区分別・男女別の分布
図 4. 児童福祉施設から家庭復帰した被虐待児 年齢区分別・男女別の分布
図 5. 施設・一時保護から家庭復帰した 年齢区分別・男女別の分布

表 12. 施設・一時保護から帰宅した事案の虐待種別内容とその件数（平成 23 年 途中集計値）

家庭復帰事例の区	性別	主たる虐待種別				従たる虐待種別				件数	家庭復帰事例の区	性別	主たる虐待種別				従たる虐待種別				件数
		身体	心理	ネグ	性的	身体	心理	ネグ	性的				身体	心理	ネグ	性的	身体	心理	ネグ	性的	
施設からの 帰宅 245件	男 136	●								34	一時保護 からの帰宅 152件	男 70	●							25	
		●						●		12			●					●		8	
		●						●		10			●						●		3
			●							10				●							6
			●			●				2				●			●				4
			●					●		3				●					●		2
				●						46					●						16
				●		●				7					●		●				2
				●		●	●			1					●			●			3
				●		●				8						●					1
	女 109				●					1		女 82	●								21
					●			●		2			●					●			13
		●								24			●						●		3
		●								18			●	(●)					●		1
		●						●		4			●	●							7
		●							●	1				●			●				2
			●							10				●					●		4
			●			●				3				●						●	1
			●					●		3				●							12
				●						32					●		●				6
小 計	男 136			●		●				2	小 計	男 70			●					6	
				●						5					●						2
					●					5										●	2
								●		2											6
									●	5											2
					●					5						●					2
									●	2							●				2
										2											2
										2											2
										2											2
	女 109	103	31	101	10	15	44	24	1	245			74	26	47	5	14	30	15	3	152
内訳 男	56	15	62	3	10	21	15	0	136	内訳 男	36	12	21	1	6	11	5	0	70		
内訳 女	47	16	39	7	5	23	9	1	109	内訳 女	38	14	26	4	8	19	10	3	82		
主虐待 男 構成比	41.2%	11.0%	45.6%	2.2%						主虐待 男 構成比	51.4%	17.1%	30.0%	1.4%							
主虐待 女 構成比	43.1%	14.7%	35.8%	6.4%						主虐待 女 構成比	46.3%	17.1%	31.7%	4.9%							
主虐待 全 構成比	42.0%	12.7%	41.2%	4.1%						主虐待 全 構成比	48.7%	17.1%	30.9%	3.3%							

表 13. 虐待種別別 男女別件数（施設からの家庭復帰、一時保護からの帰宅の合計値）

	主たる虐待種別				従たる虐待種別				小計	件数
	身体	心理	ネグ	性的	身体	心理	ネグ	性的		
全 合 計	177	57	148	15	29	74	39	4	146	397
内訳 男	92	27	83	4	16	32	20	0	68	206
内訳 女	85	30	65	11	13	42	19	4	78	191
男 構成比	44.7%	13.1%	40.3%	1.9%	19.9%	50.7%	26.7%	2.7%		
女 構成比	41.3%	14.6%	31.6%	5.3%	23.5%	47.1%	29.4%	0.0%		
全 構成比	44.6%	14.4%	37.3%	3.8%	16.7%	53.8%	24.4%	5.1%		

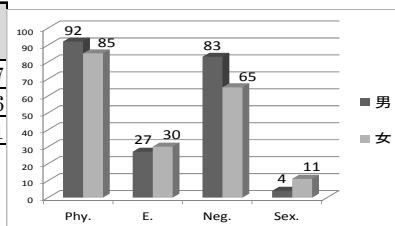


図 6. 虐待種別別男女の件数分布

表 14、図 7 に施設からの家庭復帰事例中、児童福祉法第 28 条での入所事例と一般同意入所事例につき、主たる虐待種別別、在籍日数を示す。表 15、図 8 に 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の一時保護理由と虐待種別別入所日数（平成 23 年 途中集計値）

表 14 にある事例について、図 9 に 28 条入所事例の入所日数、図 10 に一般同意入所事例の入所日数状況を、図 11 に表 15 にある一時保護事例についての入所日数を状況を示す。

表 14. 施設からの家庭復帰 法第 28 条入所と一般同意入所別 虐待種別別 入所日数の分布（平成 23 年 途中集計値）

入所区分	件数	主たる虐待種別			
		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
28条による入所	11	8	1	2	0
一般同意入所	234	95	30	99	10
合 計	245	103	31	101	10
平均在籍日数	28条入所	941.3	728.0	1225.5	—
	最大値	1560	—	1583	—
	最小値	194	—	868	—
	中央値	1039	—	—	—
	有効値	8	1	2	0
	欠損値	0	0	0	0
平均在籍日数	一般同意入所	739.9	417.8	918.5	461.2
	最大値	3858	2262	5317	1560
	最小値	9	9	13	70
	中央値	459	283	510	461.2
	有効値	91	30	97	9
	欠損値	4	0	2	1
データの合計個数		103	31	101	10

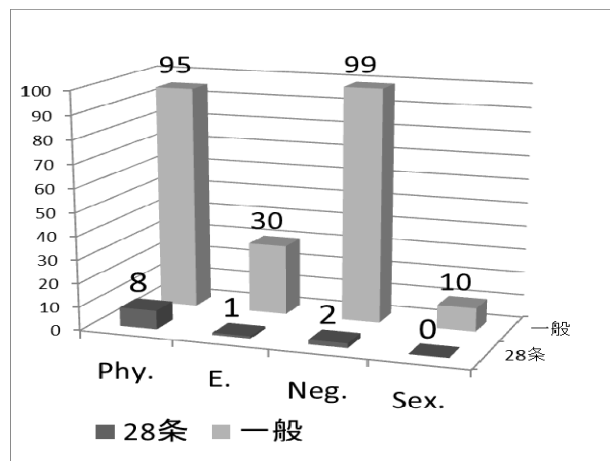


図 7. 施設からの家庭復帰 法第 28 条入所と一般同意入所別 虐待種別別件数の分布（平成 23 年 途中集計値）

表 15. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の一時保護理由と虐待種別別入所日数（平成 23 年 途中集計値）

一時保護理由	件数	主たる虐待種別			
		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
緊急保護	104	53	14	33	4
養育者のレスパイト目的	5	2	1	2	—
親のケルダウン	10	6	4	0	—
子どもの観察目的	9	0	4	5	—
親への警告	10	6	2	2	—
施設入所のため	1	1	0	0	—
その他	13	6	1	5	1
(内訳)	身柄付通告	4	—	—	—
	あえて調査保護を区別	2	—	—	1
	施設から一時保護所へ	2	1	1	—
平均在籍日数		76.3	93.0	83.7	70.8
	最大値	286	260	238	115
	最小値	50	51	50	50
	中央値	62	65	69	65
	有効値	74	26	46	5
	欠損値	0	0	1	0
データの合計個数		74	26	47	5

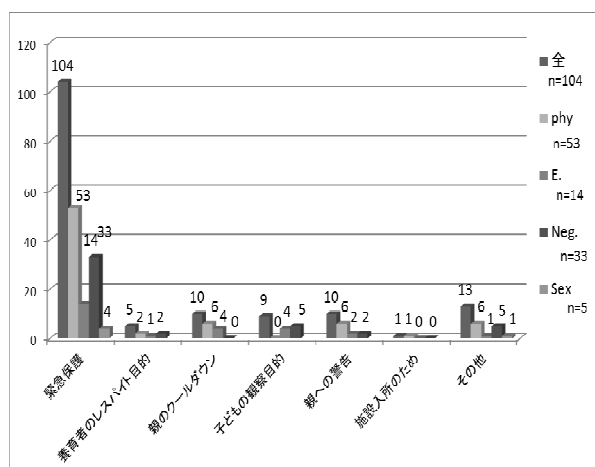


図 8. 理由別・虐待種別別 一時保護件数の分布（平成 23 年途中集計値）

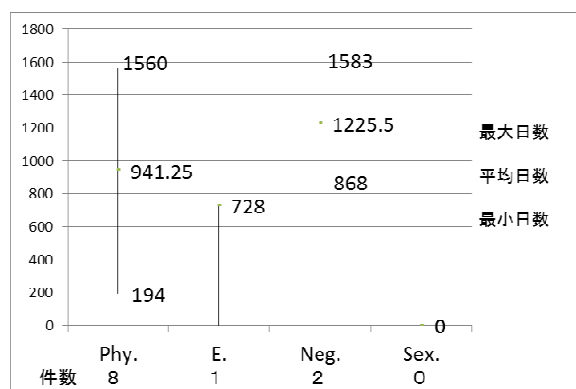


図 9. 法第 28 条入所事例の虐待種別別入所日数の分布状況（平成 23 年 途中集計値）

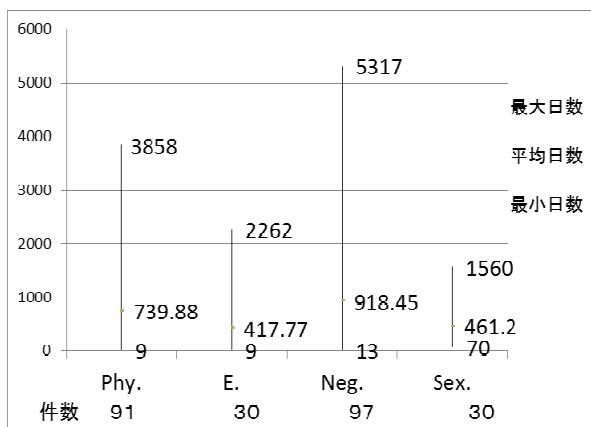


図 10. 一般同意入所事例の虐待種別別入所日数の分布（平成 23 年 途中集計値）

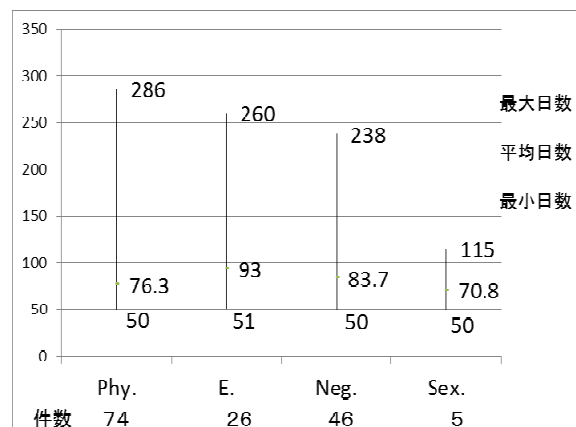


図 11. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例の入所日数の分布（平成 23 年 途中集計値）

表 16 に、表 15 にある一時保護事案の入所理由に対して、家庭復帰時にその目的が達成されて復帰したのか、目的変更の結果と共に家庭復帰したのかを示す。

件数が少ない部分は偶然性のバラつきが大きいとみられるが、緊急保護目的の一時的保護ではおよそ 90%は 50 日以上保護の後の家庭復帰まで、別の事由に入れ替わってはならず、親のクールダウンや警告目的の保護についても

一応、同様の傾向にあることが見て取れる。つまり、当初より長期保護を前提にした一時保護が想定されていること、緊急保護においても、その次の段階としての施設入所を前提とせず、一時保護からの家庭復帰を想定して一時保護している事案が相当数あるということが読み取れる。当然、こうした事例では一時保護であっても施設入所に準じた家庭復帰に向けた段階的親子再接触アプローチやその他の支援計画が立てられる比率が高いことを想定させる。

表 16. 一時保護理由と家庭復帰時の保護目的の達成、目的変更の状況（平成 23 年途中集計値）

一時保護理由	件数	家庭復帰時の 一保目的の達成	主たる虐待種別				合計	各構成比
			身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待		
緊急保護	104	当初の目的通り	46	14	29	4	93	89.4%
		目的変更の結果	7	0	4	0	11	10.6%
養育者のレスパイト目的	5	当初の目的通り	1	0	2	0	3	60.0%
		目的変更の結果	1	1	0	0	2	40.0%
親のクールダウン	10	当初の目的通り	6	3	0	0	9	90.0%
		目的変更の結果	0	1	0	0	1	10.0%
子どもの観察目的	9	当初の目的通り	0	4	5	0	9	100.0%
		目的変更の結果	0	0	0	0	0	0.0%
親への警告	10	当初の目的通り	6	2	2	0	10	100.0%
		目的変更の結果	0	0	0	0	0	0.0%
施設入所のため	1	当初の目的通り	1	0	0	0	1	100.0%
		目的変更の結果	0	0	0	0	0	0.0%
その他	13	当初の目的通り	6	0	3	1	10	76.9%
		目的変更の結果	0	1	2	0	3	23.1%
小 計		当初の目的通り	66	23	41	5	135	88.8%
		目的変更の結果	8	3	6	0	17	11.2%
合 計			74	26	47	5	152	100.0%

表 17、18 に施設からの家庭復帰事例における復帰時のリスク評価と段階的親子再接触の実施状況、表 19、20 に 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における復帰時のリスク評価と段階的親子再接触の実施状況を示す。

施設からの家庭復帰事例ではリスクの有無に関わらず、結果的にその約半数で段階的親子再接触アプローチが取られていることが表 17 に示されている。また、あらかじめ計画されて実施されたものはそのまた約半数である。全体としてはその約 4 分の 1 の事例で当初より段階的親子

再接触アプローチが計画され、残る 4 分の 1 は対応経過途上で段階的親子再接触アプローチが策定され、適用されていることになっている。

結果的に順調に推移したか、中断や短縮が生じたかについてはあらかじめ計画されたか、状況に応じて策定されたかにあまり大きな差は認められていないようである。またリスクが完全に消失した群で虐待者が不在になったためにリスクが消失したとされた事例は 2 事例 (7%) である。

表 17. 施設から家庭復帰した事例における段階的親子再接触の実施状況と家庭復帰時のリスクの状態（平成 23 年途中集計値）

リスクの状態(件数・構成比)			計画作成		実際の経過			段階的親子再接触の実施状態			実施率
リスク消失	28	11.1%	作成した	5	順調に推移 一応実施できた	4	計画的に実施	5	14	50.0%	
			作成せず	23	順調に推移 一応実施できた	1					
					他(虐待者不在になった)	6					
					無記入	3					
					無記入	2					
ほぼ消失	91	36.0%	作成した	23	順調に推移 一応実施できた	12	計画的に実施	23	48	52.7%	
			作成せず	67	順調に推移 一応実施できた	15					
					他(中断や転出)	8					
					無記入	18					
					無記入	5					
なお残る リスクあり	133	52.6%	作成した	42	順調に推移 一応実施できた 短縮せざるを得なかった 中断した	2	計画的に実施	42	68	51.1%	
			作成せず	90	他(保護者側が中断)	2					
					無記入	2					
					順調に推移 一応実施できた 短縮せざるを得なかった 中断した	10					
					作成せず	90	他(段階的…設定せず)	11			
無記入	4										
無記入	1										
無記入	58										
無記入	1	0.4%	作成した	1	短縮せざるを得なかった	1	計画的に実施	1	1	100.0%	
			作成せず	1	無記入	1					
					無記入	1					
					無記入	1					

表 18. 施設からの家庭復帰事例における段階的親子再接触の計画内訳

段階的親子再接触の進め方	件数	構成比
あらかじめ計画作成しながら実施	71	28.1%
その場その場の対応として実施	60	23.7%
合 計	131	51.8%

n=253

表 19. 施設から家庭復帰した事例における段階的親子再接触の実施状況と家庭復帰時のリスクの状態（平成 23 年途中集計値）

リスクの状態(件数・構成比)			計画作成		実際の経過		段階的親子再接触の実施状態			実施率	
リスク消失	16	10.5%	作成した	4	順調に推移	3	計画的に実施	3	3	50.0%	
					他(未実施)	1	計画するも実施せず	1	1		
			作成せず	12	順調に推移	4	状況依存的に実施	5	5		
					一応実施できた	1					
					他(実施せず)	2	実施せず	7	7		
無記入(実施の有無不明)	5	実施の有無不明									
ほぼ消失	39	25.5%	作成した	4	順調	2	計画的に実施	4	10	30.8%	
					中断した	1					
					他(面会のみ)	1					
			作成せず	33	順調に推移した	5	状況依存的に実施	6	27		27
					一応実施できた	1					
					他(実施に至らず)	8	実施せず				
					実施の有無不明	19	実施の有無不明				
無記入	2	一応実施できた	2	状況依存的に実施	2	2					
なお残る リスクあり	98	64.1%	作成した	19	順調に推移した	9	計画的に実施	19	43	45.9%	
					一応実施できた	7					
					短縮せざるを得なかった	1					
					他(面会のみ)順調	2					
					順調に推移した	15					状況依存的に実施
			一応実施できた	6							
			短縮せざるを得なかった	3	実施せず	51	51				
			他(実施に至らず)	6							
			無記入(実施の有無不明)	45				実施の有無不明			
			無記入	4	順調に推移した	1	状況依存的に実施	2	2		
					他(面会のみ)順調	1					
					他(実施の有無不明)	1	実施せず	2	2		
					無記入(実施の有無不明)	1					実施の有無不明

表 20. 一時保護からの家庭復帰事例における段階的親子再接触の計画内訳

段階的親子再接触の進め方	件数	構成比
あらかじめ計画作成しながら実施	26	17.0%
その場その場の対応として実施	37	24.2%
合 計	63	41.2%

n=153

表21に施設からの家庭復帰時に児童相談所がとった処理を虐待種別ごとに示す。表22に50日以上の一時的保護

からの家庭復帰時に児童相談所がとった処理を虐待種別ごとに示す。

表21. 施設から家庭復帰した事例の虐待種別別家庭復帰時の児童相談所のとった処理（平成23年途中集計値）

児童福祉施設から 家庭復帰時の処理	主たる虐待種別								合計	縦列 構成比
	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待			
	件数	縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		
児童福祉司指導(新規)	22	21.4%	7	22.6%	23	22.8%	5	50.0%	57	23.3%
児童福祉司指導(継続)	3	2.9%	3	9.7%	6	5.9%	0	0.0%	12	4.9%
継続指導	36	35.0%	9	29.0%	28	27.7%	1	10.0%	74	30.2%
モニター(監視)と情報収集	21	20.4%	8	25.8%	12	11.9%	2	20.0%	43	17.6%
ケース閉止	16	15.5%	3	9.7%	23	22.8%	2	20.0%	44	18.0%
その他	5	4.9%	1	3.2%	8	7.9%	0	0.0%	14	5.7%
無記入	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	1	0.4%
合 計	103	100.0%	31	100.0%	101	100.0%	10	100.0%	245	100.0%

表22. 50日以上の一時的保護から家庭復帰した事例の虐待種別別家庭復帰時の児童相談所のとった処理（平成23年途中集計値）

一時保護所から 家庭復帰時の処理	主たる虐待種別								合計	縦列 構成比
	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待			
	件数	縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		
児童福祉司指導(新規)	30	40.5%	6	23.1%	15	31.9%	1	20.0%	52	34.2%
児童福祉司指導(継続)	3	4.1%	3	11.5%	4	8.5%	1	20.0%	11	7.2%
継続指導	32	43.2%	16	61.5%	24	51.1%	3	60.0%	75	49.3%
ケース閉止	3	4.1%	1	3.8%	1	2.1%	0	0.0%	5	3.3%
その他(モニター含む)	2	2.7%	0	0.0%	3	6.4%	0	0.0%	5	3.3%
無記入	4	5.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.6%
合 計	74	100.0%	26	100.0%	47	100.0%	5	100.0%	152	100.0%

表23に施設から家庭復帰した事案のうち、虐待種別別措置停止の有無と措置停止の日数を示す。これをみると、虐待種別に関わらず、すべてその約30%強の事例で1~2か月の措置停止が取られている。最大日数は性的虐待以外ではかなり極端な数値を示しており、児童相談所の方針と異なる在宅状態の継続に対する監視的な対応等、何らかの特異な事情によるとみられる。

施設からの家庭復帰後の児童相談所が設定した支援の詳細について表24に示す。一時保護からの復帰については方針別にその接触頻度と期間を表25に示す。施設からの家庭復帰事例では家庭訪問を中心とした継続指導が最も多くを占めている。次に児童福祉司指導が多いが、施設入所時から継続されるよりは、家庭復帰時に新たに設定されるものの方が多い。ここでも家庭訪問が軸となっている。モニターは、児童相談所が積極的・介入的には支援に入らず、市町村等の他機関が支援の軸となったうえでの経過観察の要素が強い対応であるが、ここでも家庭訪問が中心で、何らかの不定期な接触が継続されていることがうかがわれる。

表23. 施設からの家庭復帰事例の虐待種別別措置停止の状況（平成23年途中集計値）

	主たる虐待種別				全体
	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	
措置停止あり	33	10	36	3	82
縦列構成比	32.0%	32.3%	35.6%	30.0%	33.5%
横列構成比	40.2%	12.2%	43.9%	3.7%	
平均日数	48.5 *	56.9	46.6	32.3	48.1
最大値	262	180	133	45	262
最小値	7	3	8	22	3
中央値	30.5	30.5	32.5	30	32
措置停止なし	70	21	65	7	163
縦列構成比	68.0%	67.7%	64.4%	70.0%	66.5%
横列構成比	42.9%	12.9%	39.9%	4.3%	
総件数	103	31	101	10	245

* 措置停止中1件は入所
日数=措置停止日数=
887日という事案のため
外れ値として除外

一時保護については平均70~90日の入所期間、家庭復帰後の平均関与期間が80~90日程度の中で、接触回数は児童福祉司指導で20回強である。およそ3~4日に1回は接触していることになるが、保護者・家族と子どもに別々に会ったりしておれば、およそ週に1回程度の接触という事になる。

表 24. 施設からの家庭復帰事例について児童相談所が設定した支援内容の詳細（平成 23 年途中集計値）

支援の区分	支援内容				件数	小計	構成比 %	主たる虐待種別				支援のため実施した特定の指導プログラム																	
	家庭訪問	招致随時面接	通所指導	特定の指導プログラム				身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	1 サイ ンズ・オブ・セーフティ・アブローチ	2 ソリ ュ ー シ ョ ン・フ ォ ー カ ス・アブローチ	3 MY T R E E ベアレンツ・プログラム	4 コ モ ン セ ン ス・ベアレンティグ（CSP）	5 精 研 式 ベアレント・トレーニング	6 N o b o d y's p e r f e c t	7 ナ ラ テ ィ ヴ・アブローチ	8 M C G	9 当 事 者 参 画（家 族 合 同 ミ ー テ ィ ン グ 等）	10 フ ォ ー カ シ ン グ	11 認 知 行 動 療 法 的 接 触	12 グ ル ー プ ワ ー ク・カ ウ ン セ リ ン グ	13 治 療 契 約に基 づく個 別カウ ン セ リ ン グ	14 C R C 親 子 プ ロ グ ラ ム	15 育 児 ト レ ー ニ ン グ（育 児の 実 技指 導全 般）	16 そ の 他		
児童福祉司指導(新規)	●	●			9	57	23.3	3	1	4	1																		
	●		●		16			8	3	5																			
	●				24			9	3	10	2																		
		●			3					2	1																		
			●		3			1		1	1																		
				●	2			1		1		1		1															
児童福祉司指導(継続)	●	●			5	12	4.7	1	2	2																			
	●				4			2		2																			
		●			2				1	1																			
				記入なし	1					1																			
継続指導	●	●			5	74	29.1	2		3																			
	●		●	●	1			1																					
	●		●		3			2	1																				
	●			●	1			1				1																	
	●				49			24	5	19	1	3													1				
		●			8			4		4																			
			●		6			1	3	2																			
				●	1			1																					
	●	●	●		1			1																					
	●	●			2			1	1																				
モニター	●			●	1	43	16.9			1																			
	●				2																								
	●			●	1																								
	●				26			14	4	6	2																		
		●			4				2	2																			
			●		3			2		1																			
ケース閉止				●	2	44	17.3	3	1	2																			
	●				1			1		1		1																	
6その他		●	●		2	6	17.3	14	3	22	2																		
	●				3			1		2																			
ケース移管		●			1					1																			
18歳終了					4		1.6	1		3																			
他県情報提供 通院等					1		0.3			1																			
記入なし					3		1.2	1	1	1																			
記入なし					1		0.3			1																			
合 計	154	37	38	7		245		103	31	101	10	6	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	1	1		

表 25. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における児童相談所の事例関係者への接触頻度とその期間（平成 23 年途中集計値）

家庭復帰時の処理	件数	一時保護:全体としての接触頻度(回数)							組織的なチェックが行われた期間(日数)						
		データの個数	有効%	平均回数	最大値	最小値	中央値	データの個数	有効%	平均日数	最大値	最小値	中央値	データの個数	有効%
児童福祉司指導(新規)	52	有効値	46	88.5%	20.1	169	0	14	有効値	29	55.8%	86.1	270	0	59
		欠損値	6						欠損値	23					
児童福祉司指導(継続)	11	有効値	8	72.7%	25.3	67	2	11.5	有効値	7	63.6%	230.1	1262	8	41
		欠損値	3						欠損値	4					
継続指導	75	有効値	59	78.7%	14.8	92	2	9	有効値	59	78.7%	95.5	230	1	90
		欠損値	16						欠損値	16					
ケース閉止	5	有効値	4	80.0%	23.8	39	0	28	有効値	3	60.0%	60.7	126	0	56
		欠損値	1						欠損値	2					
その他(モニター含む)	5	有効値	4	80.0%	8.25	30	1	1	有効値	4	80.0%	119.3	200	37	120
		欠損値	1						欠損値	1					
無記入	4	有効値	4	100.0%	20.8	32	8	21.5	有効値	3	75.0%	18.3	21	17	17
		欠損値	0						欠損値	1					
合 計	152	有効値	125	82.2%	17.7	169	0	10	有効値	105	69.1%	99.6	1262	0	83
		欠損値	27						欠損値	47					

表 26、27 に施設からの家庭復帰事例、50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例において児童相談所が確認した主たる虐待者・不適切養育者、あるいは主従の確定しない虐待者・不適切養育者の一覧を示す。

施設からの家庭復帰、50 日以上の一時保護からの家庭復帰共に、主な虐待者・不適切養育者に実母の占める割合が高い（施設からの家庭復帰事例：60%。50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例：61%）。実父、養父、継父、

内縁までの父に近い人物が主たる虐待者・不適切養育者である率は施設からの家庭復帰事例で 27%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で 31%である。両親が共に子どものへの不適切養育者となっている（親・保護者のいずれかが主となり他が従たる、あるいは主従の確定しない不適切養育者となる）件数は少ない（施設からの家庭復帰事例で 16 件 6%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で 5 件 3%）。

表 26. 施設からの家庭復帰事例において児童相談所が確認した虐待者・不適切養育者の状況（平成 23 年途中集計値）

		全数	主従の確定しない不適切養育者 及び 従たる不適切養育者																												
			1 実母	2 養母	3 継母	4 内縁女性	5 父親の ガールフレンド	6 父方おば	7 母方おば	8 父方祖母	9 母方祖母	10 いとこ (女性)	11 実姉	12 義姉	13 実妹	14 義妹	15 実父	16 養父	17 継父	18 内縁男性	19 母親の ボーイフレンド	20 父方おじ	21 母方おじ	22 父方祖父	23 母方祖父	24 いとこ (男性)	25 実兄	26 義兄	27 実弟	28 義弟	29 その他
主たる不適切養育者	1.実母	149	140													4															
	+内縁男		2																												
	+実兄		1																												
	+実弟		1																												
	+義姉		1																												
	2.養母	2		2																											
	3.継母	8			5											3															
	4.内縁女性	0				0																									
	5.父親のガールフレンド	0					0																								
	6.父方おば	0						0																							
	7.母方おば	1							1																						
	8.父方祖母	0								0																					
	9.母方祖母	0									0																				
	10.いとこ(女性)	0										0																			
	11.実姉	2											1				1														
	12.義姉	1												0																	
	13.実妹	0													0																
	14.義妹	0														0															
	15.実父	39	3														36														
	16.養父	9																8													1
	17.継父	7	3																4												
	18.内縁男性	11	1																	8											
	19.母親のボーイフレンド	0																			0										
	20.父方おじ	0																				0									
	21.母方おじ	0																					0								
	22.父方祖父	1																						1							
	23.母方祖父	0																							1						
	24.いとこ(男性)	0																								0					
	25.実兄	2																									1				
	26.義兄	0																										0			
	27.実弟	1																											0		
	28.義弟	0																												0	
	29.その他	3																													3
主たる不適切養育者確定せず		10	6													4															
		1																1													
		1																													1
合 計		248	158	2	5	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	48	9	4	8	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4

表 27. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例において児童相談所が確認した虐待者・不適切養育者の状況（平成 23 年途中集計値）

	全数	主従の確定しない不適切養育者 及び 従たる不適切養育者																												
		1 実母	2 養母	3 継母	4 内縁女性	5 父親の ガールフレンド	6 父方おば	7 母方おば	8 父方祖母	9 母方祖母	10 いとこ (女性)	11 実姉	12 義姉	13 実妹	14 義妹	15 実父	16 養父	17 継父	18 内縁男性	19 母親の ボーイフレンド	20 父方おじ	21 母方おじ	22 父方祖父	23 母方祖父	24 いとこ (男性)	25 実兄	26 義兄	27 実弟	28 義弟	29 その他
主たる不適切養育者	1.実母	96	89							1						3	1													
	+養父		2																											
	2.養母	0		0																										
	3.継母	2			2																									
	4.内縁女性	0				0																								
	5.父親のガールフレンド	0					0																							
	6.父方おば	1						0														1								
	7.母方おば	0							0																					
	8.父方祖母	1								1																				
	9.母方祖母	0									0																			
	10.いとこ(女性)	0										0																		
	11.実姉	0											0																	
	12.義姉	0												0																
	13.実妹	0													0															
	14.義妹	0														0														
	15.実父	19															19													
	16.養父	18	1															15												
	17.継父	2																	2											
	18.内縁男性	9																		9										
	19.母親のボーイフレンド	1																			1									
	20.父方おじ	0																				0								
	21.母方おじ	0																					0							
	22.父方祖父	2																						1						
	+実兄																							1						
	23.母方祖父	0																							0					
	24.いとこ(男性)	0																								0				
	25.実兄	1																									0			
	26.義兄	0																										0		
	27.実弟	0																											0	
	28.義弟	0																												0
	29.その他	0																												0
主たる不適切養育者確定せず		2	1																1											
		2							1								1													
		1															1													
合 計		157	93	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	22	18	2	10	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0

表 28、図 12 に施設からの家庭復帰事例における入所時と家庭復帰時の家族構成の変化について示す。また 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰についても同様に一時保護時と家庭復帰時の家族構成の変化について表 29、図 13 に示す。

これをみると、施設からの家庭復帰事例では、親元からの分離の場合、元の家庭に復帰する時点でその約 40%弱に施設入所時点から何らかの家族メンバーの変動が認め

られている。50 日以上の一時的保護からの家庭復帰の場合には日数が短いこともあり、家族メンバーの変化は 20%台にとどまっている。しかし、平均 70 日～90 日の期間で 20～30%近い家族にメンバーの変動が生じていることは一般的な家族の変動可能性としてみると、高い割合を示しているとみられ、介入による影響もあるかもしれないし、元々の家族の流動性の高さが関与している事例もあるかもしれない。このうち虐待者自身が不在となった事例は 2 件確認されている。

表 28. 施設からの家庭復帰事例における家族構成の変化 (平成 23 年途中集計値)

	件数	有効値	欠損値	変化なし	変化あり			
					変化あり全体	内 訳		
						メンバーに動き人数同じ	メンバーが増加	メンバーが減少
家庭引取り	224	223	1	138	85	20	25	40
内構成比				61.9%	38.1%	9.0%	11.2%	17.9%
全体構成比	91.4%	91.8%		56.8%	35.0%	8.2%	10.3%	16.5%
親以外の親族宅引き取り	16	16	0		16	4	6	6
構成比						25.0%	37.5%	37.5%
全体構成比	6.5%	6.6%			6.6%	1.6%	2.5%	2.5%
その他(知人等の家庭引取り)	5	4	1		4	0	2	2
構成比						0.0%	50.0%	50.0%
全体構成比	2.0%	1.6%			1.6%	0.0%	0.8%	0.8%
合 計	245	243	2	138	105	24	33	48
構成比				56.8%	43.2%	9.9%	13.6%	19.8%

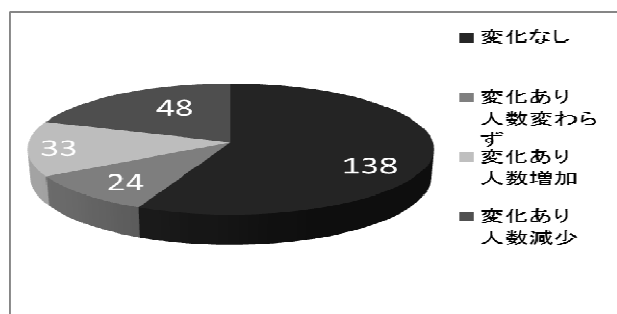


図 12. 施設からの家庭復帰事例における家族構成の変化 (平成 23 年途中集計値)

表 29. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における家族構成の変化 (平成 23 年途中集計値)

	件数	有効値	欠損値	変化なし	変化あり			
					変化あり全体	内 訳		
						メンバーに動き人数同じ	メンバーが増加	メンバーが減少
家庭引取り	133	131	2	92	39	4	17	18
構成比				70.2%	29.8%	3.1%	13.0%	13.7%
全体構成比	87.5%	87.3%		61.3%	26.0%	2.7%	11.3%	12.0%
親以外の親族宅引き取り	15	15	0	3	12	8	2	2
構成比				20.0%	80.0%	53.3%	13.3%	13.3%
全体構成比	9.9%	10.0%		2.0%	8.0%	5.3%	1.3%	1.3%
その他(知人等の家庭引取り)	4	4	0	0	4		1	3
構成比					100.0%	0.0%	25.0%	75.0%
全体構成比	2.6%	2.7%			2.7%	0.0%	0.7%	2.0%
合 計	152	150	2	95	55	12	20	23
構成比				63.3%	36.7%	8.0%	13.3%	15.3%

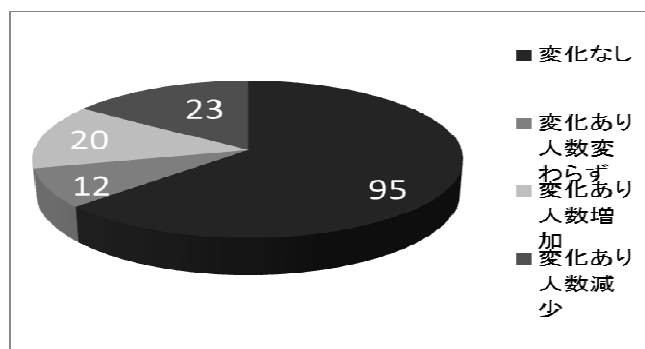


図 13. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例の家族構成の変化 (平成 23 年途中集計値)

段階的親子再接触アプローチと児童相談所の家庭復帰時の虐待再発のリスクについての評価については先に示した表 17～20 で、再発リスクの有無に関わらずそれぞれ 50%前後の事例に段階的親子再接触アプローチが実施されていたことが認められていたが、その約半数があらかじめ

作成の有無と作成者内訳	件数・構成比	保護者	6	いずれも主たる作成者は担当児童福祉司
作成した	71 29.0%	保護者・親族	2	子ども本人の参加は0
うち家族の作成参加	8	担当児童心理司	1	
作成者内訳		記入なし	1	
担当児童福祉司	37	児童心理司	7	
担当以外の児童福祉司	2	家族支援担当者	6	
担当児童福祉司とその他の職員	23	家庭復帰支援員	4	
担当児童相談所以外の児相職員	0	記入なし	4	
その他	7	虐待対策班	1	
作成しなかった	173 70.6%	担当保健師	1	
無記入	1 0.4%			
合 計	245			

担当福祉司と施設職員	3
担当福祉司、児童相談所職員、保護者	1
担当福祉司、主治医、施設職員	1
家族支援担当と施設職員	1
児童自立支援施設職員	1

図 14. 施設からの家庭復帰事例で段階的親子再接触計画に関与したスタッフ、家族の状況

これをみると、施設からの家庭復帰事例では計画された事例の 11%の事例で、保護者・家族が計画作成に参加している。また、その他にも多様なスタッフが計画に参加している状況がみられる。これに対して 50 日以上の一時保護からの家庭復帰の場合、段階的な親子再接触アプローチがあらかじめ計画された事例のうち、保護者・家族の参加が報告された事例は 21%ある。家庭復帰に関与するスタッフは、施設からの家庭復帰のような施設職員の参加が無いだけに広がり狭いが、家族・保護者の参加の比率は高い。これをみると、一時保護という対応においても、50 日以上の一時保護からの家庭復帰においては段階的親子再接触アプローチが設定され、保護者・家族が計画に参画するという、いわば、施設入所措置事例における家庭復帰についてのアプローチとあまり変わらない対応や計画策定作業が一部の事例で行われていることがうかがわれる。

め計画的に段階的な親子再接触が計画されていた。この計画の実施状況において具体的にどのような人物が計画に関与していたか、施設からの家庭復帰事例について図 14 に、50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例について図 15 に示す。

作成の有無と作成者内訳	件数・構成比	参加人数 4人	3	一時保護事業について
作成した	34 22.4%	参加人数 2人	3	は家族成員の区分を行わず
うち家族の作成参加	7	記入なし	1	
作成者内訳				
担当児童福祉司	24	SV、親子支援スタッフ	1	
担当以外の児童福祉司	3	記入なし	2	
担当児童福祉司とその他の職員	7			
担当児童相談所以外の児相職員	0			
その他				
作成しなかった	118 77.6%	担当児童心理司	3	
無記入	0	担当児童福祉司と家族支援の担当者	1	
合 計	152	記入なし	3	

図 15. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例で段階的親子再接触計画に関与したスタッフ、家族の状況

段階的親子再接触がどのように推移したか、表 30 で施設からの家庭復帰事例、表 31 で 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例での事前計画の有無、実施の有無を共に示す。

これをみると、施設、一時保護共に実施事例のおよそ半数では事前計画無しで、状況に応じて経過的に段階的親子再接触アプローチが実施されているが、事前計画の有無に関わらず、家庭復帰事例の 37～46%、段階的親子再接触を実施した事例の 81～88%は順調に進んだか、一応段階を踏んだと報告されている。残りは計画縮小されたり、中断を含む結果となっている。

表 30. 施設からの家庭復帰事例における段階的親子再接触の実施状況の評価と事前計画の有無（平成 23 年途中集計値）

段階的親子再接触の実施状況	件数	構成比	実施の内訳	件数	構成比
順調に進んだ	65	26.5%	事前に計画作成	32	13.1%
			経過的に実施	33	13.5%
順調では無いが一応段階を踏んだ	49	20.0%	事前に計画作成	30	12.2%
			経過的に実施	19	7.8%
保護者都合で中断含め回数少ないまま	5	2.0%	事前に計画作成	1	0.4%
			経過的に実施	4	1.6%
設定開始したが途中で中断	3	1.2%	事前に計画作成	2	0.8%
			経過的に実施	1	0.4%
保護者に提示したが実施できず	0	0.0%	事前に計画作成	0	0.0%
			経過的に実施	0	0.0%
その他	12	4.9%	事前に計画作成	2	0.8%
			結果的に中断	1	0.4%
			結果的に実施無し	9	3.7%
記入なし	111	45.3%	事前に計画作成	4	1.6%
			計画作成・実施無し	107	43.7%
合 計	245		事前に計画して実施	71	29.0%
			経過的に実施・中断	58	23.7%
			結果的に実施せず	116	47.3%

表 31. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例における段階的親子再接触の実施状況と事前計画の有無（平成 23 年途中集計値）

段階的親子再接触の実施状況	件数	構成比	実施の内訳	件数	構成比
順調に進んだ	39	25.7%	事前に計画作成	15	9.9%
			経過的に実施	24	15.8%
順調では無いが一応段階を踏んだ	17	11.2%	事前に計画作成	9	5.9%
			経過的に実施	8	5.3%
保護者都合で中断含め回数少ないまま	4	2.6%	事前に計画作成	1	0.7%
			経過的に実施	3	2.0%
設定開始したが途中で中断	1	0.7%	事前に計画作成	1	0.7%
			経過的に実施	0	0.0%
保護者に提示したが実施できず	0	0.0%	事前に計画作成	0	0.0%
			経過的に実施	0	0.0%
その他	22	14.5%	事前に計画作成	6	3.9%
			結果的に実施せず	16	10.5%
記入なし	69	45.4%	事前に計画作成	2	1.3%
			計画作成・実施無し	67	44.1%
合 計	152		事前に計画して実施	34	22.4%
			経過的に実施	35	23.0%
			結果的に実施せず	83	54.6%

表 32、32 で段階的親子再接触アプローチとその他の専門的プログラムの実施状況を示す。いずれの専門的なプログラムについても、段階的親子再接触アプローチとの組み合わせが認められており、施設からの家庭復帰事例ではその 96%が段階的親子再接触と共に実施され、一時的保護からの家庭復帰事例でも 67%が段階的親子再接触アプローチと共に実施されている。

施設からの家庭復帰事例でも 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例でも当事者参画の家族合同ミーティングが比較的多く実施されているが、その 89%（施設から）、79%（一時的保護から）で段階的親子再接触アプローチが併用されている。

表 32. 施設からの家庭復帰事例における段階的親子再接触アプローチと専門的プログラムの組み合わせ実施状況(平成 23 年途中集計値)

実施したプログラム		実施状況																延べ数
1.サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ		●	●	●														5
2.ソリューション・フォーカスト・アプローチ																		0
3.MY TREEペアレンツ・プログラム					●													1
4.コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)		●			●	●												5
5.精研式ペアレント・トレーニング																		0
6.Nobody's perfect																		0
7.ナラティブ・アプローチ																		0
8.MCG																		0
9.当事者参画(家族合同ミーティング等)						●	●											20
10.フォーカシング																		0
11.認知行動療法的接触								●										1
12.グループワーク・カウンセリング									●									2
13.治療契約に基づく個別カウンセリング		●								●								13
14.CRC親子プログラム											●							1
15.育児トレーニング(育児の実技指導全般)						●						●						11
16.その他	親子再統合プログラム		●										●					2
	家族再統合プログラム													●				1
	厚労省援助ガイドライン															●		1
	スモールステップ																●	2
実施件数		2	1	2	1	2	2	18	1	2	11	1	9	1	1	1	2	57
段階的親子再接触	事前に計画して実施	2	1	2		1	2	6	1	2	9	1	7	1	1	1	2	39
	経過的に実施(中断も含む)				1	1		10			2		2					16
	実施せず							2										2

表 33. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例における段階的親子再接触と専門的プログラムの組み合わせ実施状況

(平成 23 年途中集計値)

実施したプログラム		実施状況																延べ数
1.サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ		●	●	●	●													13
2.ソリューション・フォーカスト・アプローチ		●																3
3.MY TREEペアレンツ・プログラム					●													4
4.コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)			●			●												7
5.精研式ペアレント・トレーニング							●											1
6.Nobody's perfect																		0
7.ナラティブ・アプローチ								●										2
8.MCG									●									1
9.当事者参画(家族合同ミーティング等)										●	●	●						14
10.フォーカシング																		0
11.認知行動療法的接触																		0
12.グループワーク・カウンセリング																		2
13.治療契約に基づく個別カウンセリング			●							●			●					3
14.CRC親子プログラム																		0
15.育児トレーニング(育児の実技指導全般)											●			●				3
16.その他	自治体版家族再統合プログラム		●													●		1
	医療機関により実施		●														●	1
実施件数		2	3	1	6	4	3	1	2	1	2	1	11	2	2	1	1	43
段階的親子再接触	事前に計画して実施		3	1	3	2	3	1					4	1	1	1		20
	経過的に実施(中断も含む)	1										1	6				1	9
	実施せず	1			3	2			2	1	2		1	1	1			14

表 34、35、は家庭復帰にあたっての児童相談所の指導プロセスが予定通りであったか、それとも保護者の強い要請や子どもの不適応問題等で支援計画とは異なるタイミングで家庭復帰となったかについての虐待種別別件数、親子の面接開始から退所までの経過日数を、施設からの家庭復帰と一時保護所からの家庭復帰の事案について示す。

これをみると、施設からの家庭復帰事例の場合(表 34)、すべての虐待種別において、その半数弱で何らかの支援計画の変更があって家庭復帰していることが注目される。特に心理的虐待ではおよそ 6 割の事例で保護者の強い要請や子どもの施設での不適応が関与して家庭復帰している。性的虐待では件数が少ないこともあるが子どもが施設を出てしまい、帰園拒否したので措置解除したものが 30%

(5 件中 3 件)を占めている。親子面接開始から引取りまでの日数をみると、支援計画通りの家庭復帰と支援計画と異なるタイミングでの家庭復帰に平均値、中央値で一貫した傾向はみられず、支援計画と違っていたからといって、早期家庭復帰しているわけではないように見える。

50 日以上の一時的保護からの家庭復帰の場合(表 35)には、施設からの家庭復帰と違って 70~80%の事例が計画通りの家庭復帰となっている。短期であることと、権限執行による保護という介入的な性質からも、児童相談所の主導で事が運ばれている要素が強いからとみられる。虐待種別で注目されるのは、いずれも 10%台だが保護者の強い引き取り希望が関与した事案が性的虐待以外では注目されるのに対して、性的虐待では子どもの不適応状態による

引取りが報告されている（5件中1件）。親子面接の開始から家庭復帰までの経過日数をみると、特異なバラつきを除くと概ね30日台での家庭復帰が多く、当初の支援計画

通りの事例とそうでない事例で大きな差は認められておらず、何かあったとしても個別事例ごとのバラつきの範囲内であるとみられる。

表34. 施設からの家庭復帰事例における虐待種別別 指導状況・家庭復帰の様態、親子面施から家庭復帰までの期間

（平成23年途中集計値）

	件数	構成比	主たる虐待種別												親子面接開始から措置解除までの日数									
			身体的虐待			心理的虐待			ネグレクト			性的虐待												
			件数	構成比	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	有効値	欠損値	平均日数	最大値	最小値	中央値		
計画通りの引き取り	131	53.5%	131	53.5%	59	57.3%	45.0%	13	41.9%	9.9%	54	53.5%	41.2%	5	50.0%	3.8%	129	2	659.8	5287	0	372.0		
特殊な 引き取り	95	38.8%	35	14.3%	10	9.7%	28.6%	4	12.9%	11.4%	20	19.8%	57.1%	1	10.0%	2.9%	34	1	352.4	1637	0	222.5		
			21	8.6%	8	7.8%	38.1%	6	19.4%	28.6%	7	6.9%	33.3%	0	0.0%	0.0%	19	2	875.7	3772	30	559.0		
			22	9.0%	9	8.7%	40.9%	1	3.2%	4.5%	9	8.9%	40.9%	3	30.0%	13.6%	22	0	636.5	3749	0	300.0		
			17	6.9%	6	5.8%	35.3%	4	12.9%	23.5%	7	6.9%	41.2%	0	0.0%	0.0%	16	1	354.0	2025	3	221.0		
記入なし 欠損値			19	7.8%	19	7.8%	11	10.7%	57.9%	3	9.7%	15.8%	4	4.0%	21.1%	1	10.0%	5.3%	19	0	666.3	3270	5	183.0
合 計			245		245	100.0%	103		42.0%	31		12.7%	101		41.2%	10		4.1%						

表35. 50日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における虐待種別別 指導状況・家庭復帰の様態、親子面施から家庭復帰までの期間

（平成23年途中集計値）

	件数	構成比	主たる虐待種別												親子面接開始から措置解除までの日数								
			身体的虐待			心理的虐待			ネグレクト			性的虐待											
			件数	構成比	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	件数	縦%	横%	有効値	欠損値	平均日数	最大値	最小値	中央値	
計画通りの引き取り	114	75.0%	114	75.0%	53	71.6%	46.5%	19	73.1%	16.7%	38	80.9%	33.3%	4	80.0%	3.5%	107	7	42.0	236	0	37.0	
特殊な 引き取り	保護者の強い引き取り希望に応じた 子どもが不適応となりやむを得ず措置解除 子ども自身が施設を出てしまひ帰園拒否で措置解除 その他やむを得ない事情	23	15.1%	16	10.5%	6	8.1%	37.5%	5	19.2%	31.3%	5	10.6%	31.3%	0	0.0%	0.0%	16	0	33.4	120	0	32.5
				2	1.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	50.0%	1	20.0%	50.0%	1	1	54			
				2	1.3%	1	1.4%	50.0%	1	3.8%	50.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	2	0	36	70	2	36.0
				3	2.0%	1	1.4%	33.3%	0	0.0%	0.0%	2	4.3%	66.7%	0	0.0%	0.0%	3	0	86.0	208	25	25.0
記入なし 欠損値			15	9.9%	13	17.6%	86.7%	1	3.8%	6.7%	1	2.1%	6.7%	0	0.0%	0.0%	15	0	29.2	65	7	28.0	
合 計			152		152		74		48.7%	26		17.1%	47		30.9%	5	3.3%						

保護者の虐待・不適切養育についての認識のあり方は、従来から保護者指導において児童相談所が注目してきた重要な要素である。保護者の養育に対する認識は介入初期から、親子分離の時点、その後の経過における段階的親子再接触アプローチを行った各段階や措置解除時、家庭復帰後といった時期とそれぞれの支援関係、支援経過においてしばしば問われてきた。またそれは時間経過と共に変動する。表36は施設入所から家庭復帰した事例での措置時と措置解除時の保護者の養育認識が虐待種別別にどのように変化推移したかを示す。また参考に措置解除と同一年度内の再発についても示す。

これをみると介入分離時に虐待や不適切養育を認めていた保護者も認めていなかった保護者も一定数はその後の経過の中で認識・態度を変えており、それも多方向に態度を変えることがまず注目される。さらに子どもの施設入所時点では「行為は認めたが虐待ではなく信条的によるとして確信的に虐待を認めない」としていた保護者が、措置解除時にはその約44%、身体的虐待の保護者が多数「虐待を認めた」に変化していることが注目される。認識の変化は全体数としてはネグレクトの保護者に多くみられる

傾向が認められた。措置解除と同一年度内の虐待の再発は特定の認識を表明する保護者に特定されることなく13件発生しており、内容に関わらず初めの態度を変えなかった事例から8件、当初の認識が変遷がみられた事例から5件発生している。認識の内容からは、他に方法が無かったと表明している保護者からの再発率がやや高いことが認められる。

50日以上の一時的保護から家庭復帰した事例での措置時と措置解除時の保護者の養育認識については表37に示す。施設から家庭復帰した事例に比べて不適切養育認識の変化率は、「虐待を認めたが他に方法が無かった」とする群と「信条による」とした群が「虐待を認める」に変化した率がかかなり高い。これは一時保護が短期集中的で児相の介入的主導性が強いこと、家庭復帰が目の前の現実的要件として意識されていることによって、保護者の虐待・不適切養育の認識表明が導かれやすいのだと思われる。家庭復帰からの同一年度内の虐待再発については、再発率は高くないものの虐待を認めていた群からの再発数が多く、保護者は不適切養育を認めていても家庭復帰後には問題が再発する事例がみられている。

表 36. 施設から家庭復帰した事例における虐待種別別 保護者の虐待・不適切養育についての認識の推移 (平成 23 年途中集計値)

	措置時			措置解除時		主たる虐待問題 () 内は同一年度内再発			
	件数	構成比		件数	構成比	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
1 虐待を認めていた	79	32.2%		74	93.7%	32	12	26(1)	4
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				1	1.3%		1		
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				2	2.5%		1	1	
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				1	1.3%			1	
5 行為も虐待も認めていない				0	0.0%				
6 不明				1	1.3%	1			
小 計				79		33	14	28(1)	4
1 虐待を認めていた				12	24.5%	4	1	7	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した	49	20.0%		29	59.2%	7(3)	2(1)	19	1
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				2	4.1%			2	
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				0	0.0%				
5 行為も虐待も認めていない				0	0.0%				
6 不明				3	6.1%	1		2(1)	
7 記入なし				3	6.1%	1		2	
小 計				49		13(3)	3(1)	32(1)	1
1 虐待を認めていた				15	44.1%	12(1)	1	1	1
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				2	5.9%	1		1	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない	34	13.9%		9	26.5%	4	3(1)	1	1
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				0	0.0%				
5 行為も虐待も認めていない				2	5.9%	2			
6 不明				4	11.8%	4			
7 記入なし				2	5.9%	2			
小 計				34		25(1)	4(1)	3	2
1 虐待を認めていた				2	10.5%	1		1	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				1	5.3%			1	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				1	5.3%			1(1)	
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める	19	7.8%		12	63.2%	6		6	
5 行為も虐待も認めていない				1	5.3%	1			
6 不明				1	5.3%	1			
7 記入なし				1	5.3%			1	
小 計				19		9	0	10(1)	0
1 虐待を認めていた				4	11.8%	2	1		1
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				1	2.9%			1	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				2	5.9%	1	1		
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				5	14.7%	2		3	
5 行為も虐待も認めていない	34	13.9%		12	35.3%	7	1	3	1
6 不明				9	26.5%	4(1)	2	2	1
7 記入なし				1	2.9%		1		
小 計				34		16(1)	6	9	3
1 虐待を認めていた				5	17.9%	2		3	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				4	14.3%			4	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				0	0.0%				
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				1	3.6%			1	
5 行為も虐待も認めていない				0	0.0%				
6 不明	28	11.4%		18	64.3%	4	5(2)	9	
7 記入なし				0	0.0%				
小 計				28		6	5(2)	17	0
欠損値	2	0.8%							
1 虐待を認めていた				1	50.0%			1	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				1	50.0%			1	
小 計				2		0	0	2	0
合 計				245		102(5)	32(4)	101(3)	10

表 37. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における虐待種別別保護者の虐待・不適切養育についての認識の推移

(平成 23 年途中集計値)

	措置時			措置解除時		主たる虐待問題 ()内は同一年度内再発			
	件数	構成比		件数	構成比	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
1 虐待を認めていた	56	36.8%	→	48	85.7%	14(4)	9(2)	14(2)	1
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				4	7.1%	2		2	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				0					
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				1	1.8%	1			
5 行為も虐待も認めていない				0					
6 不明				2	3.6%	1		1	
7 記入なし				1	1.8%			1	
小 計				56		18(4)	9(2)	18(2)	1
1 虐待を認めていた			→	15	53.6%	7		8	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した	28	18.4%		12	42.9%	3	5(1)	4	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				0					
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				0					
5 行為も虐待も認めていない				0					
6 不明				0					
7 記入なし				1	3.6%	1			
小 計				28		11	5(1)	12	0
1 虐待を認めていた			→	14	40.0%	12	1	1	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				10	28.6%	8	2		
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない	35	23.0%		8	22.9%	7(1)		1	
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				1	2.9%		1		
5 行為も虐待も認めていない				1	2.9%	1			
6 不明				1	2.9%	1			
7 記入なし				0					
小 計				35		29(1)	4	2	0
1 虐待を認めていた			→	2	25.0%			2	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				0					
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				0					
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める	8	5.3%		6	75.0%	1	1	3	1
5 行為も虐待も認めていない				0					
6 不明				0					
7 記入なし				0					
小 計				8		1	1	5	1
1 虐待を認めていた			→	1	5.9%				1
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				4	23.5%	2(2)		2	
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				3	17.6%	1	1	1	
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				3	17.6%	2(1)		1	
5 行為も虐待も認めていない	17	11.2%		5	29.4%		2	2	1
6 不明				1	5.9%		1		
7 記入なし				0					
小 計				17		5(3)	4	6	2
1 虐待を認めていた			→	3	37.5%		1	2	
2 虐待と認めたが他に対応方法が無かったと話した				0					
3 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めない				0					
4 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める				0					
5 行為も虐待も認めていない				1	12.5%			1	
6 不明	8	5.3%		4	50.0%		2	2	
7 記入なし									
小 計				8		0	3	5	0
合 計	152			152		64(8)	26(3)	48(2)	4

表 38～43 は施設からの家庭復帰事例に関する児童相談所の虐待リスク判断と保護者の児童相談所への態度変化等との諸関係を示す。

児童相談所は家庭復帰にあたって保護者の生活状態、態度、認識、子どもの状態、虐待や不適切養育が生じたとみられる諸般の事情を総合的に判断して、虐待発生のリスク判断を行っている。この判断と観察される諸状況との関係から児童相談所がおこなうリスク判断はどのような要素に関与してきたか、また再発結果によってその判断の妥当性はどうか、についてある程度の共通する特徴を浮かび上がらせることが出来るのではないかと考えられる。

表 38 によれば、施設からの家庭復帰で「虐待のリスクが完全に消失した」とされる群では当初より児相に協力的な保護者が大半（62.4%）を占めており、リスクの程度に応じて比率は低下している（「リスクはほぼ消失した」（55.1%）、「リスクはあるが、在宅可能程度に低下した」（37.0%））。「リスクはほぼ消失した」とされる群では当初児相に対立的だったが、後に協力的となった群が 22.5%含まれており、3 群の中で最も高い比率である。「リスクがまだある」群では児相に対する保護者行動が「不安定」とされる群が 38.6%と最も高い比率で含まれていることに特徴がありそうに見える（リスクほぼ消失群 18.0%、リスク消失群 20.7%）。

表 39 では児童相談所の家庭復帰時点でのリスク判断と、その時点で表明されている保護者の認識とが比較されている。これをみると「リスクが完全に消失した」、あるいは「ほぼ消失した」とされた群では虐待を認めるとされた群が 40～50%を占めているのに対して、「リスクが残る」とされた群では「虐待と認めたが他に方法が無かった」という群が他に比べて多く 22.0%含まれており、また「不明」が 15.7%と 3 群で最も多い。ただ、「リスクが完全に消失した」とされる群で「不明」が 31.0%もあり、「リスクがほぼ消失した」群で「行為も虐待も認めず」が 10.1%あり、これは「リスクが残る」とされた群の 4.7%をはるかに超えている。

これらから児童相談所の家庭復帰事例のリスク判断は、必ずしも保護者の虐待認識だけによっていないことがうかがわれる。

表 40 は保護者が児童相談所の提示した支援に対して示した態度と、児童相談所のリスク判断を比較したものであ

る。どの群も 7～8 割は総体的には支援を受け入れるとしているが、「問題が解決していないので支援を受け入れる」と回答した保護者の 81.1%が、児相相談所が「リスクが残る」とした群と一致している。児童相談所のリスクについての見解がある程度、一部の保護者と共有されていることがうかがわれる。ただ同時に「リスクが残る」とされた群では「問題は解決した」あるいは「問題解決の有無に関わらず」支援を受け入れないとする保護者もまた、最も高い比率で存在しており、児童相談所の提示する支援方針に拒否的な保護者が多く含まれることも「リスクが残る」重要な要素であることがうかがわれる。ちなみに理由のいかんによらず、支援を受け入れないとした保護者の各群での構成比は、リスクが完全に消失したとされた群で 3%：1/29、リスクがほぼ消失した群で 8%：7/89、リスクが残るとされた群で 15%：19/127 となっている。

表 41 は児童相談所が虐待再発に関してそのリスク評価と再発に関する安全評価の手掛かりを何に置いたかと、家庭復帰時のリスク評価をみている。リスクの完全消失では親族・家族のキーパーソンが重視されている（構成比 51.7%）。おそらく、家族内での問題解決、あるいは不適切養育のコントロールが出来ているという前提によるものとみられる。その他の群では地域のセーフティネットが中心となっている。「子ども自身の回避能力」が、各評価群の構成比としての差は微妙だが、「リスクが残る」とされた群では「子ども自身の回避能力」がやや高く、それは「子ども自身の回避能力」を安全評価の手掛かりとした群全体の 54.9%を占めている。

家庭復帰にあたって、当初からの計画とは別の様々な要因が関与したかどうかを示すのが表 42 である。これをみると、「リスクが残る」とされた群ではその 52%が本来の予定とは異なる要素を伴って家庭復帰していることがわかる。また明らかに家庭復帰と同一年度内の虐待の再発事例が集中している。

表 43 はその家庭復帰と同一年度内の虐待の再発について比較している。明らかに児童相談所が「再発のリスクがまだある」とした評価は間違っておらず、大半の再発事例は「まだリスクがある」とされた群から発生している。ただし、ここで取り上げた特殊な引取りと通常の引取りについては明確な差は認められず、保護者の強い要請や施設での子どもの不適応、脱走帰宅などが、そのまま再発の要素と直結していなかったことが認められる。

表 38. 施設からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と児童相談所に対する保護者の行動との関係
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		児童相談所に対する保護者の行動					
内容	件数	協力的	協力的→ 対立的	対立的→ 協力的	対立的	不安定	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	29	18	1	2	1	6	1
横列構成比		62.1%	3.4%	6.9%	3.4%	20.7%	3.4%
縦列構成比	11.8%	15.8%	16.7%	4.8%	9.1%	8.5%	100.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	89	49	1	20	3	16	0
横列構成比		55.1%	1.1%	22.5%	3.4%	18.0%	0.0%
縦列構成比	36.3%	43.0%	16.7%	47.6%	27.3%	22.5%	0.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	47	4	20	7	49	0
横列構成比		37.0%	3.1%	15.7%	5.5%	38.6%	0.0%
縦列構成比	51.8%	41.2%	66.7%	47.6%	63.6%	69.0%	0.0%
合 計	245	114	6	42	11	71	1
構成比		46.5%	2.4%	17.1%	4.5%	29.0%	0.4%

表 39. 施設からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と保護者の虐待・不適切養育の認識との関係
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		措置解除時の不適切養育についての保護者の認識						
内容	件数	虐待を認める	虐待と認めたが他 対応方法がなかった と話した	行為は認めたが信 条によるとして虐待を 認めず	行為は認めないが 不適切養育は認める	行為も虐待も認めず	不明	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	29	12	2	1	2	0	9	3
横列構成比		41.4%	6.9%	3.4%	6.9%	0.0%	31.0%	10.3%
縦列構成比	11.8%	10.6%	5.1%	6.3%	10.5%	0.0%	25.0%	37.5%
虐待のリスクはほぼ消失した	89	51	9	5	4	9	7	4
横列構成比		57.3%	10.1%	5.6%	4.5%	10.1%	7.9%	4.5%
縦列構成比	36.3%	45.1%	23.1%	31.3%	21.1%	60.0%	19.4%	50.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	50	28	10	13	6	20	1
横列構成比		39.4%	22.0%	7.9%	10.2%	4.7%	15.7%	0.8%
縦列構成比	51.8%	44.2%	71.8%	62.5%	68.4%	40.0%	55.6%	12.5%
合 計	245	113	39	16	19	15	36	8
構成比		46.1%	15.9%	6.5%	7.8%	6.1%	14.7%	3.3%

表 40. 施設からの家庭復帰事例における措置解除時に児相の虐待リスク評価と児相が提示する援助に対する保護者の態度
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		児童相談所が提示する解除後の援助に対する保護者の態度						
内容	件数	問題は解決したの で受け入れない	問題は解決したが なお受け入れたい	問題は解決してい ないが受け入れ ない	問題は解決してい ないので受け入れ る	問題解決の有無に かわからず受け 入れる	問題解決の有無に かわからず受け 入れない	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	29	1	16	0	0	9	0	3
横列構成比		3.4%	55.2%	0.0%	0.0%	31.0%	0.0%	10.3%
縦列構成比	11.80%	5.6%	19.8%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	30.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	89	5	44	1	7	26	1	5
横列構成比		5.6%	49.4%	1.1%	7.9%	29.2%	1.1%	5.6%
縦列構成比	36.30%	27.8%	54.3%	50.0%	18.9%	28.9%	14.3%	50.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	12	21	1	30	55	6	2
横列構成比		9.4%	16.5%	0.8%	23.6%	43.3%	4.7%	1.6%
縦列構成比	51.80%	66.7%	25.9%	50.0%	81.1%	61.1%	85.7%	20.0%
合 計	245	18	81	2	37	90	7	10
構成比		7.3%	33.1%	0.8%	15.1%	36.7%	2.9%	4.1%

表 41. 施設からの家庭復帰事例における措置解除時に児相の虐待リスク評価と虐待再発に対する児童相談所の安全評価の手掛かり
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		虐待再発リスクに対する安全評価の手掛かり					
内容	件数	地域の セーフティ ネット	親族・家 族のキー パーソン	子ども自 身の回避 能力	児相との 関係性	その他	記入なし
虐待のリスクは完全に消失した	29	6	15	5	2	3	1
内訳実数	1	●	●	●	●		
	5	●					
	14		●				
	4			●			
	1				●		
	3					●	
	1						●
横列構成比		20.7%	51.7%	17.2%	6.9%	10.3%	3.4%
縦列構成比	11.80%	5.6%	29.4%	9.8%	4.5%	25.0%	20.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	89	39	17	18	20	2	1
比例配分値		36.05	14.05	16.55	19.25	2	1
内訳実数	1	●	●	●	●		
	34	●					
	12		●				
	16			●			
	19				●		
	2					●	
	1						●
横列構成比		43.8%	19.1%	20.2%	22.5%	2.2%	1.1%
縦列構成比	36.30%	36.4%	33.3%	35.3%	45.5%	16.7%	20.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	62	19	28	22	7	3
内訳実数	1	●	●	●			
	1	●	●		●	●	
	1	●	●				
	5	●		●			
	2	●			●		
	52	●					
	16		●				
	22			●			
	1				●	●	
	18				●		
	5					●	
	3						●
横列構成比		48.8%	15.0%	22.0%	17.3%	5.5%	2.4%
縦列構成比	51.80%	57.9%	37.3%	54.9%	50.0%	58.3%	60.0%
合 計	245	107	51	51	44	12	5
構成比	100.0%	43.7%	20.8%	20.8%	18.0%	4.9%	2.0%

表 42. 施設からの家庭復帰事例における措置解除時に児相の虐待リスク評価と特殊な引き取りと再発事例内訳 (平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		特殊な引き取り () は同一年度内の再発					
内容	件数	1.保護者 の強い引 き取り希 望に応え た	2.子どもが 施設不適 応となり、 やむを得 ず措置解 除とした	3.子ども自 身が自ら 措置施設 を出てしま い、施設 に戻るこ とを強く拒 否したた め措置解 除とした	4.その他 やむをえ ない事情 により措 置解除し た	5.該当し ない (通常の 引き取 り)	記入なし
虐待のリスクは完全に消失した	29	1	2	2	3	16	5
横列構成比		3.4%	6.9%	6.9%	10.3%	55.2%	17.2%
縦列構成比	11.80%	2.9%	9.5%	9.1%	17.6%	12.2%	26.3%
虐待のリスクはほぼ消失した	89	10	4	6	1	60(1)	8(1)
横列構成比		11.2%	4.5%	6.7%	1.1%	67.4%	9.0%
縦列構成比	36.30%	28.6%	19.0%	27.3%	5.9%	45.8%	42.1%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	24(1)	15	14(2)	13(2)	55(5)	6(1)
横列構成比		18.9%	11.8%	11.0%	10.2%	43.3%	4.7%
縦列構成比	51.80%	68.6%	71.4%	63.6%	76.5%	42.0%	31.6%
合 計	245	35(1)	21	22(2)	17(2)	131(6)	19(2)
構成比		14.3%	8.6%	9.0%	6.9%	53.5%	7.8%

表 43. 施設からの家庭復帰事例における引取りの形態と措置解除の同一年度内の虐待再発について (平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク 内容	件数	特殊な引き取り		通常の引き取り		記入なし		再発 合計
		件数	年度内 虐待再発	件数	年度内 虐待再発	件数	年度内 虐待再発	
虐待のリスクは完全に消失した	29	8	0	16	0	5	0	0
横列構成比		27.6%		55.2%		17.2%		
縦列構成比	11.8%	8.4%		12.2%		26.3%		
虐待のリスクはほぼ消失した	89	21	0	60	1 再発率 1.7%	8	1 再発率 12.5%	2
横列構成比		23.6%		67.4%		9.0%		2.2%
縦列構成比	36.3%	22.1%		45.8%	16.7%	42.1%	50.0%	15.4%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	127	66	5 再発率 7.6%	55	5 再発率 9.1%	6	1 再発率 16.7%	11
横列構成比		52.0%		43.3%		4.7%		8.7%
縦列構成比	51.8%	69.5%	100.0%	42.0%	83.3%	31.6%	50.0%	84.6%
合 計	245	95	5	131	6	19	2	13
構成比		38.8%	2.0%	53.5%	2.4%	7.8%	0.8%	5.3%
再発率			5.3%		4.6%		10.5%	5.3%

表 44～49 は 50 日以上の一時的保護から家庭復帰する事例について児童相談所の虐待リスク判断と保護者の児童相談所への態度変化等との諸関係を示す。

表 44 は児童相談所の家庭復帰時のリスク評価と保護者の児童相談所に対する態度を比較している。これをみると「リスクが完全に消失した」とされる群では大半は当初から協力的とされる保護者だが一部、対立的であったり、不安定であるとされる保護者も含まれており、保護者の態度とは別な要素でリスクが消失したと判断されているものとみられる。「リスクはほぼ消失した」群と「まだリスクは残っている」群で対立的から協力的となった保護者が多くみられており、「リスクが残る」とされた群では行動が、対立的なのか協力的なのか「不安定」とされた者の 82.9% が含まれている。

表 45 は児童相談所の家庭復帰時点でのリスク判断と、その時点で表明されている保護者の認識とが比較されている。これをみると、「リスクが完全に消失した」とされる群で「行為も虐待も認めない」とか、「態度不明」とされる保護者が他の群に比べて意外に多い。一時保護という事態なので、子どもへのリスクそのものが調査によって十分には確認されず、また保護者もそれを否定しているという事例も含まれているかもしれないが、いずれにしても保護者の不適切養育についての認識がリスク判断に寄与する比率があまり高くないことを示している。これは、「リスクがほぼ消失した」群、「リスクが残る」群においても同様で、「虐待を認める」とした保護者が共に半数を超え、また「虐待は認めるが他の方法が無かった」とする保護者も 19.6～25.6% 含まれていて、構成比に差が認められない。一時保護の設定ではたとえ 50 日を超える事例でも、保護者の不適切養育認識に関しては、当初からの態度に特に重視される変化が生じるとか、そうした変化に評価を与えるには時間も設定も不十分という事を示しているのかもしれない。

表 46 は児童相談所が示す支援に対する保護者の態度を示す。明らかに保護者の態度と児童相談所の評価に並行する一致がうかがわれ、児童相談所が「リスクは完全に消失した」とする群では、児童相談所の支援との親和性が高いとみえて「問題は解決したので援助は不要とするごく一部の保護者を除き、大半の保護者が援助を受け入れている。これに対して児童相談所が「リスクが残る」としていた群では保護者の反応においても「問題は解決していないので」「問題解決の有無に関わらず」援助を受け入れるとした反応が多くみられている。これに比べて援助を「受け入れない」とする保護者が少ない。こうした反応は施設からの家庭復帰の事例の保護者とは若干異なっており、一時保護事例における家庭復帰の現実性の強さが保護者に児童相談所の方針に順応するように仕向けているのかもしれない。

表 47 は児童相談所が虐待再発に関するリスク評価と再発に関する安全評価の手掛かりを何に置いたかを示す。施設からの家庭復帰に比べて、「リスクが完全に消失した」とされる群では地域のセーフティネットにつなぐことが少なく、もっぱら親族・家族のキーパーソンが手掛かりとなっている。おそらく、事後の地域支援につなぐ比率が低く、当事者に子どもの安全が委ねられる比率が高いものと推測される。「リスクがほぼ消失した」群は地域のセーフティネットと共に児童相談所との関係性が重視されており、これは施設からの家庭復帰と同じ傾向である。「リスクが残る」群では、施設からの家庭復帰では「子ども自身の回避能力」が挙げられていたが、一時保護では期間も短く、そこまでの子どもの成長変化は生じていないために、児童相談所との関係性が重視されている。一定の保護者、家族への見守りと児童相談所との関係性が在宅支援の有効性判断の鍵、家庭復帰の判断の拠り所が置かれているともいえる。

表 44. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と児童相談所に対する保護者の行動との関係
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		児童相談所に対する保護者の行動					
内容	件数	協力的	協力的→ 対立的	対立的→ 協力的	対立的	不安定	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	16	11	0	1	3	1	0
横列構成比		68.8%		6.3%	18.8%	6.3%	
縦列構成比	10.5%	14.5%		3.1%	37.5%	2.9%	
虐待のリスクはほぼ消失した	39	23	0	10	1	5	0
横列構成比		59.0%		25.6%	2.6%	12.8%	
縦列構成比	25.7%	30.3%		31.3%	12.5%	14.3%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	97	42	1	21	4	29	0
横列構成比		43.3%	1.0%	21.6%	4.1%	29.9%	
縦列構成比	63.8%	55.3%	100.0%	65.6%	50.0%	82.9%	
合 計	152	76	1	32	8	35	0
構成比		50.0%	0.7%	21.1%	5.3%	23.0%	

表 45. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と保護者の虐待・不適切養育の認識との関係
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		措置解除時の不適切養育についての保護者の認識						
内容	件数	虐待を認める	虐待と認めたが他 対応方法が無かった と話した	行為は認めたが信 条によるとして虐待を 認めず	行為は認めないが 不適切養育は認める	行為も虐待も認め ず	不明	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	16	7	1	0	0	3	4	1
横列構成比		43.8%	6.3%			18.8%	25.0%	6.3%
縦列構成比	10.5%	8.4%	3.3%			42.9%	50.0%	50.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	39	22	10	2	2	1	1	1
横列構成比		56.4%	25.6%	5.1%	5.1%	2.6%	2.6%	2.6%
縦列構成比	25.7%	26.5%	33.3%	18.2%	18.2%	14.3%	12.5%	50.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	97	54	19	9	9	3	3	0
横列構成比		55.7%	19.6%	9.3%	9.3%	3.1%	3.1%	
縦列構成比	63.8%	65.1%	63.3%	81.8%	81.8%	42.9%	37.5%	
合 計	152	83	30	11	11	7	8	2
構成比		54.6%	19.7%	7.2%	7.2%	4.6%	5.3%	1.3%

表 46. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と児相が提示する援助に対する保護者の態度
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		児童相談所が提示する解除後の援助に対する保護者の態度						
内容	件数	問題は解決したので受け入れない	問題は解決したが なお受け入れたい	問題は解決していないが 受け入れない	問題は解決していないので 受け入れる	問題解決の有無にかかわらず 受け入れる	問題解決の有無にかかわらず 受け入れない	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	16	3	5	0	3	0	3	2
横列構成比		18.8%	31.3%		18.8%		18.8%	12.5%
縦列構成比	10.50%	33.3%	13.5%		5.3%		50.0%	100.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	39	2	16	1	17	2	1	0
横列構成比		5.1%	41.0%	2.6%	43.6%	5.1%	2.6%	
縦列構成比	25.70%	22.2%	43.2%	50.0%	29.8%	5.1%	16.7%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	97	4	16	1	37	37	2	0
横列構成比		4.1%	16.5%	1.0%	38.1%	38.1%	2.1%	
縦列構成比	63.80%	44.4%	43.2%	50.0%	64.9%	94.9%	33.3%	
合 計	152	9	37	2	57	39	6	2
構成比		5.9%	24.3%	1.3%	37.5%	25.7%	3.9%	1.3%

表 47. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と虐待再発に対する児童相談所の安全評価の手掛かり
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		虐待再発リスクに対する安全評価の手掛かり					
内容	件数	地域の セーフティ ネット	親族・家 族のキー パーソン	子ども自 身の回避 能力	児相との 関係性	その他	記入なし
虐待のリスクは完全に消失した	16	1	12	2	1	3	0
内訳実数	1	●	●				
	1		●	●			
	1		●			●	
	9		●				
	1			●			
	1				●		
	2					●	
横列構成比	0						●
縦列構成比	10.53%	6.3%	75.0%	12.5%	6.3%	18.8%	0.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	39	20	4	2	11	4	0
比例配分値		19	4	2	10	4	0
内訳実数	2	●			●		
	18	●					
	4		●				
	2			●			
	9				●		
	4					●	
	0						●
横列構成比		48.7%	10.3%	5.1%	25.6%	10.3%	
縦列構成比	25.66%	27.1%	12.9%	18.2%	20.8%	44.4%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	97	49	15	7	36	2	0
内訳実数	2	●	●		●		
	2	●	●				
	4	●			●		
	1	●				●	
	40	●					
	11		●				
	1			●	●		
	6			●			
	29				●		
	1					●	
横列構成比	0						●
縦列構成比	0.64%	50.5%	15.5%	7.2%	37.1%	2.1%	
合 計	152	70	31	11	48	9	0
構成比	100.0%	46.1%	20.4%	7.2%	31.6%	5.9%	0.0%

表 48 は家庭復帰にあたって、当初からの計画とは別の様々な要因が関与したかどうかを示す。施設からの家庭復帰と違って、いずれの評価においても 6～7 割が計画通りの進行（全体では 75.0%）となっており、一時保護においては予定外の事態の関与比率は施設からの家庭復帰事例に比べると相対的に低いことが見て取れる。

表 49 は家庭復帰時のリスク評価と同一年度内の虐待の再発について比較している。施設からの家庭復帰と同様、「リスクが残る」とされた群からより多くの再発がみられている（ただし、以下図 17 の項でみるように、統計的有意差は認められていない）。さらに予定外の事態の関与があった群からの再発率が予定通りの家庭復帰となった群に比べて、「リスクがほぼ消失した」とされた群で 10 倍、「リスクが残る」とされた群で 5 倍になることが認められた。これからみると、家庭復帰時に「リスクがほぼ消失した」とされているが、その過程で保護者の強い希望が関与した事例では要注意（今回のデータでは 50%の再発率）であることが一応疑われる。ただし、これらの有意性・識

別性の検討にはなお、より大きなサンプルにおける統計的な検討が必要である。

図 16 は施設からの家庭復帰事例において、施設からの措置解除以前に地元機関との連携をとったか、また保護者・家族と地域機関との接触を図ったかどうかを示している。これをみると、7～8 割の事例ではリスクの内容に関わらず、家庭復帰前に地元機関との連携が図られており、保護者と関係機関の事前接触もリスク評価に関わらず 70%台が家庭復帰前に接触している（リスク完全消失群：72%、リスクがほぼ消失群：73%、リスクが残る群：73%）。傾向として注目されるのは、家庭復帰前にまず関係機関との連携が取られていないと、当然のことではあるが、保護者・家族と地域機関との接触が図られていないことである。念のため家庭復帰時点でのリスク評価を 2 群（「リスク完全消失」と「ほぼ消失」を「リスクなし」とし、「リスクが残る」を「リスクあり」とした）に分けて、措置解除と同一年度内の再発と比較したところ、5%の有意差を得た（Fishier の検定）が、家庭復帰前の保護者

と地域機関の接触の有無と虐待再発を比較したところ、こちらは有意差を認めなかった。

図 17 は 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例について、家庭復帰以前に地元機関との連携をとったか、また保護者・家族と地域機関の接触を図ったかどうかを示している。一時的保護からの家庭復帰の場合は施設からの家庭復帰よりも高頻度に家庭復帰前にそれぞれが地域機関との連携を図っている（リスク完全消失：100%、リスクほぼ

消失：92%、リスクが残る：100%）。保護者・家族と関係機関の家庭復帰前の接触は、施設からの家庭復帰とほぼ同じ程度、70%前後が接触を持っている（リスク完全消失：75%、リスクほぼ消失：69%、リスクが残る：76%）。ただしこちらは、リスク評価と再発の有無についても有意差は認められず、家庭復帰の時点での再発に関する評価は、より大きなサンプルでの評価を要するとみられる（保護者・家族と地域機関の接触の有無と再発の比較では施設からの家庭復帰と同様、有意差は認められず）。

表 48. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と特殊な引き取りと再発事例内訳
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		特殊な引き取り()は同一年度内の再発					
	件数	1.保護者の強い引き取り希望に応えた	2.子どもが施設不適応となり、やむを得ず措置解除とした	3.子ども自身が自ら措置施設を出てしまい、施設に戻ることを強く拒否したため措置解除とした	4.その他やむをえない事情により措置解除した	5.該当しない(通常の引き取り)	記入なし
虐待のリスクは完全に消失した	16	1	1	0	0	10	4
横列構成比		6.3%	6.3%			62.5%	25.0%
縦列構成比	10.50%	6.3%	50.0%			8.8%	26.7%
虐待のリスクはほぼ消失した	39	4(2)	0	0	2	30(1)	3
横列構成比		10.3%			5.1%	76.9%	7.7%
縦列構成比	25.70%	25.0%			66.7%	26.3%	20.0%
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	97	11(4)	1	2(1)	1	74(5)	8
横列構成比		11.3%	1.0%	2.1%	1.0%	76.3%	8.2%
縦列構成比	63.80%	68.8%	50.0%	100.0%	33.3%	64.9%	53.3%
合 計	152	16(4)	2	2(1)	3	114(6)	15
構成比		10.5%	1.3%	1.3%	2.0%	75.0%	9.9%

表 49. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における措置解除時の児相の虐待リスク評価と措置解除の同一年度内の虐待再発について
(平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク		特殊な引き取り		通常の引き取り		記入なし		再発合計
内容	件数	件数	年度内虐待再発	件数	年度内虐待再発	件数	年度内虐待再発	
虐待のリスクは完全に消失した	16	2	0	10	0	4	0	0
横列構成比		12.5%		62.5%		25.0%		
縦列構成比	10.5%	8.7%		8.8%		26.7%		
虐待のリスクはほぼ消失した	39	6	2 再発率33.3%	30	1 再発率3.3%	3	0	3
横列構成比		15.4%	5.1%	76.9%	2.6%	7.7%		7.7%
縦列構成比	25.7%	26.1%	28.6%	26.3%	16.7%	20.0%		23.1%
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	97	15	5 再発率33.3%	74	5 再発率6.8%	8	0	10
横列構成比		15.5%	5.2%	76.3%	5.2%	8.2%		10.3%
縦列構成比	63.8%	65.2%	71.4%	64.9%	83.3%	53.3%		76.9%
合 計	152	23	7	114	6	15	0	13
構成比		15.1%	4.6%	75.0%	3.9%	9.9%	0.0%	8.6%
再発率			30.4%		5.3%			8.6%

虐待のリスク	件数	措置解除以前に地域機関との連携	退所以前に保護者と地域関係機関の接触の有無	虐待再発
リスク消失	29	あり 21 72.4%	あり 18 なし 3	0 0
		なし 7 24.1%	あり 2 なし 5	0 0
		無記入 1	あり 1	0
ほぼ消失	89	あり 75 84.3%	あり 61 なし 14	2 0
		なし 14 15.7%	あり 4 なし 10	0 0
リスクはまだあるが在宅可能程度に低下	127	あり 109 85.8%	あり 92 なし 17	9 2
		なし 18 14.2%	あり 1 なし 16 無記入 1	0 0 0

図 16. 施設からの家庭復帰事例で措置解除以前の地域機関との連携・接触の有無（平成 23 年途中集計値）

再発 — リスクの有無の比較 27 条
フィッシャーの直接確率

	再発あり	なし	計
リスクあり	11	116	127
なし	2	116	118
計	13	232	245

フィッシャーの直接確率 **：1%有意 *：5%有意
両側P値 0.020202 *
片側P値 0.013584 *

CramerのV 0.155289
YuleのQ 0.692308

再発 — 地域機関・保護者の接触の有無
フィッシャーの直接確率

	再発あり	なし	計
接触あり	13	199	212
なし	0	31	31
計	13	230	243

フィッシャーの直接確率 **：1%有意 *：5%有意
両側P値 0.382948
片側P値 0.161554

CramerのV 0.090912
YuleのQ 1

表 50 は施設からの家庭復帰するにあたって、連携した機関状況を示す。家庭復帰時のリスク評価の内容に関わらず、子どもの所属機関である学校や保育所・幼稚園が最多で、次に要保護児童対策地域協議会、市町村児童家庭相談主管課がこれに続いている。一見して注目されるのは、当然のことながら「リスクが残る」とされた群で機関連携の種類が多様化していることである。

表 51 は 50 日以上の一時保護から家庭復帰するにあたって、連携した機関状況を示す。施設からの家庭復帰事例と同様、家庭復帰時のリスク評価の内容に関わらず、子どもの所属機関である学校や保育所・幼稚園が最多で、次に

虐待のリスク	件数	措置解除以前に地域機関との連携	退所以前に保護者と地域関係機関の接触の有無	虐待再発
リスク消失	16	あり 16	あり 12 なし 4	0 0
		なし 0		
ほぼ消失	39	あり 36	あり 27 なし 9	2 1
		なし 3	あり 0 なし 3	0 0
リスクはまだあるが在宅可能程度に低下	97	あり 97	あり 74 なし 23	9 1
		なし 0	あり 0 なし 0	0 0

図 17. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で家庭復帰以前の地域関係機関との連携と接触の有無（平成 23 年途中集計値）

再発 — リスクの有無の比較 33 条
フィッシャーの直接確率

	再発あり	なし	計
リスクあり	10	87	97
なし	3	52	55
計	13	139	152

フィッシャーの直接確率 **：1%有意 *：5%有意
両側P値 0.3778
片側P値 0.2381

CramerのV 0.0834
YuleのQ 0.3316

再発 — 地域機関・保護者の接触の有無
フィッシャーの直接確率

	再発あり	なし	計
接触あり	13	136	149
なし	0	5	5
計	13	141	154

フィッシャーの直接確率 **：1%有意 *：5%有意
両側P値 1
片側P値 0.639496

CramerのV 0.055623
YuleのQ 1

要保護児童対策地域協議会、市町村児童家庭相談主管課がこれに続いており、その構成比は施設からの家庭復帰事例よりも高い比率で関与している。

これらを関与機関数から検討したのが図 18～27、表 52～56 である。

まず、リスク評価と関与機関数について、施設からの家庭復帰事例について表 52、図 18、19 に示す。同じ内容について 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例について表 53、図 20、21 に示す。

表 50. 施設からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況（平成 23 年途中集計値）

虐待のリスク	連携状況	関 係 機 関								事 案 数
		1.要保護 児童対策 地域協議 会	2.市町村 児童家庭 相談主管 課	3.学校・保 育所など 子どもの 所属	4.警察	5.児童委 員	6.保健セ ンター	7.医療機 関	8.その他	
リスク消失	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●			●	●		1
		●	●	●				●		1
		●	●	●					●	1
		●		●						1
		●		●						2
			●	●					●	1
			●	●					●	1
			●					●		3
				●			●	●	●	1
				●				●		2
連携しなかった						●	●		1	
小 計（延べ機関数）		8	10	14	0	1	2	6	5	29
29事案中の構成比		27.6%	34.5%	48.3%	0.0%	3.4%	6.9%	20.7%	17.2%	
ほぼ消失	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●	●			●	●	2
		●	●	●	●				●	2
		●	●	●		●	●			1
		●	●	●		●	●			1
		●	●	●						1
		●	●	●						3
		●	●	●		●				3
		●	●	●			●	●		1
		●	●	●			●			1
		●	●							3
		●	●	●				●		4
		●	●	●					●	2
		●	●	●	●					1
		●	●	●		●		●		2
		●	●	●						2
		●	●	●					●	2
		●	●	●						7
		●	●	●			●			1
		●	●	●						8
		●	●	●		●		●		1
		●	●	●						3
		●	●	●					●	2
		●	●	●						1
		●	●	●			●	●		12
		●	●	●			●			1
		●	●	●				●		1
		連携しなかった		●						●
小 計（延べ機関数）		28	40	49	7	6	11	13	15	13
89事案中の構成比		31.5%	44.9%	55.1%	7.9%	6.7%	12.4%	14.6%	16.9%	89
リスクはまだあるが在 宅可能程度に低下	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●	●		●		●	5
		●	●	●	●	●	●			1
		●	●	●		●				2
		●	●	●		●	●			1
		●	●	●			●	●	●	2
		●	●	●			●			1
		●	●	●				●		5
		●	●	●					●	2
		●	●	●					●	3
		●	●	●						14
		●	●	●	●	●	●	●		1
		●	●	●	●	●	●	●		2
		●	●	●			●	●		1
		●	●	●			●			1
		●	●	●				●		1
		●	●	●						1
		●	●	●	●					1
		●	●	●		●				1
		●	●	●		●		●	●	2
		●	●	●			●	●		1
		●	●	●				●	●	4
		●	●	●				●		5
		●	●	●	●		●	●		1
		●	●	●						3
		●	●	●	●				●	1
		●	●	●		●				2
		●	●	●						4
		●	●	●						4
		●	●	●						5
		●	●	●	●		●	●		1
		●	●	●						1
		●	●	●						3
		●	●	●						1
		●	●	●						1
		●	●	●						2
		●	●	●						1
		●	●	●						1
		●	●	●						2
		●	●	●						2
		●	●	●						6
●	●	●						1		
●	●	●						1		
●	●	●						3		
●	●	●					●	2		
●	●	●						1		
●	●	●					●	3		
●	●	●						2		
連携しなかった		●						●	1	
小 計（延べ機関数）		61	69	85	15	10	29	24	28	127
127事案中の構成比		48.0%	54.3%	66.9%	11.8%	7.9%	22.8%	18.9%	22.0%	
合 計（延べ機関数）		97	119	148	22	17	42	43	48	536
245事案中の構成比		39.6%	48.6%	60.4%	9.0%	6.9%	17.1%	17.6%	19.6%	

表 51. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における関係機関との連携状況 (平成 23 年途中集計値)

虐待のリスク	連携状況	関 係 機 関								事 案 数
		1.要保護 児童対策 地域協議 会	2.市町村 児童家庭 相談主管 課	3.学校・保 育所など 子どもの 所属	4.警察	5.児童委 員	6.保健セ ンター	7.医療機 関	8.その他	
リスク消失	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●	●		●	●		1
		●	●		●		●	●		1
			●	●						3
			●							2
				●					●	1
				●						7
									●	1
	連携しなかった									0
小 計 (延べ機関数)		2	7	12	1	0	2	2	3	16
16事案中の構成比		12.5%	43.8%	75.0%	6.3%	0.0%	12.5%	12.5%	18.8%	
ほぼ消失	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●	●		●	●		2
		●	●	●			●	●		1
		●	●	●				●		3
		●	●	●	●					2
		●		●				●		1
			●	●		●	●	●		1
			●	●		●				1
			●	●			●			1
			●	●						11
			●							3
				●	●			●		1
				●	●		●	●		2
				●		●				1
				●			●	●		1
				●					●	1
				●						4
	連携しなかった									3
小 計 (延べ機関数)		9	25	33	5	4	8	12	1	39
39事案中の構成比		23.1%	64.1%	84.6%	12.8%	10.3%	20.5%	30.8%	2.6%	
リスクはまだあるが在 宅可能程度に低下	措置解除以前 に地域間と連携 した	●	●	●	●	●	●		●	1
		●	●	●	●	●				2
		●	●	●	●		●		●	1
		●	●	●	●				●	3
		●	●	●		●				1
		●	●	●						3
		●	●	●			●	●	●	1
		●	●	●			●			5
		●	●	●				●		4
		●	●	●						6
		●	●		●		●	●		1
		●	●				●			1
		●	●	●	●	●				1
		●		●	●		●			2
		●		●	●		●			1
		●		●		●		●	●	1
		●		●		●				5
		●		●				●	●	1
		●		●				●		4
			●	●	●			●		1
			●	●			●	●		1
			●	●						2
			●	●			●			1
			●	●				●		1
			●	●						7
			●	●					●	3
			●				●	●	●	1
			●				●			2
				●	●	●				1
				●	●			●		1
				●			●		●	2
				●			●			1
				●				●	●	2
				●					●	1
				●					●	2
				●						17
					●			●		1
							●			1
	無記入									2
	連携しなかった									2
小 計 (延べ機関数)		45	48	84	15	17	23	18	16	97
97事案中の構成比		46.4%	49.5%	86.6%	15.5%	17.5%	23.7%	18.6%	16.5%	
合 計 (延べ機関数)		56	80	129	21	21	33	32	20	392
152事案中の構成比		36.8%	52.6%	84.9%	13.8%	13.8%	21.7%	21.1%	13.2%	

表 52. 施設からの家庭復帰事例における関与機関数

(平成 23 年途中集計値)

機関数	0か所	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所	合計
リスクなし	7	9	7	3	2	1	0	29
ほぼなし	13	29	19	17	7	1	3	89
リスクあり	17	16	27	34	22	5	6	127
合計	37	54	53	54	31	7	9	245

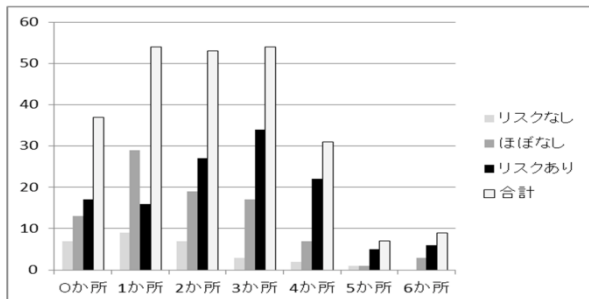


図 18. 施設からの家庭復帰事例における関与機関数

(平成 23 年途中集計値)

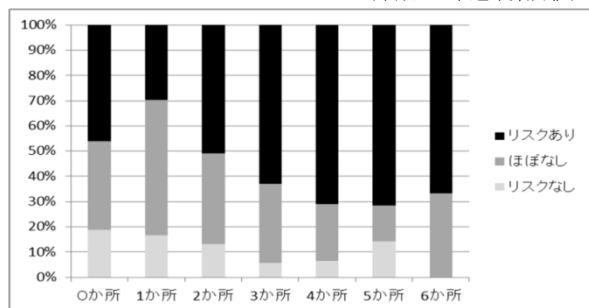


図 19. 施設からの家庭復帰における関与機関数のリスク別構成比 (平成 23 年途中集計値)

表 53. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例における関与機関数 (平成 23 年途中集計値)

機関数	0か所	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	6か所	7か所	合計
リスクなし	0	10	4			1	1	0	16
ほぼなし	3	8	12	4	8	2	2	0	39
リスクあり	4	18	28	20	17	6	3	1	97
合計	7	36	44	24	25	9	6	1	152

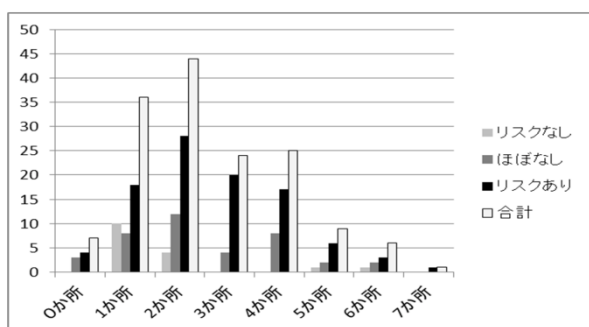


図 20. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例における関与機関数 (平成 23 年途中集計値)

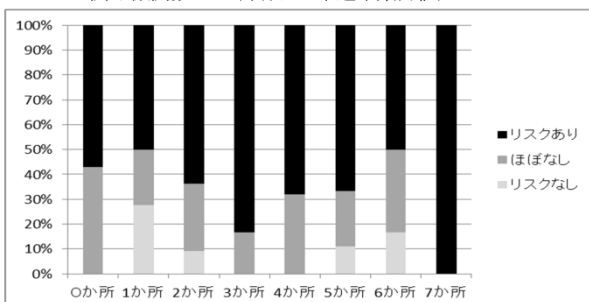


図 21. 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例における関与機関数のリスク別構成比 (平成 23 年度途中集計値)

施設からの家庭復帰事例（表 52、図 18、19）をみると、リスク完全消失群では関与機関数は当然 1 か所が最も多く、順に減少している。リスクほぼなし群とリスクが残る群で、どこにも関係機関連携を取っていない事例が一定数存在している。これは必要が無かったとは考えにくく、何らかの経過において児童相談所だけに関わることになっている経過を示す。図 19 をみると、関与機関数が増えるにしたがってリスクが残る群の比率が増加しており、件数は少なくなるがリスクが残っていると考えられている事例程、多くの機関が関わっている傾向が認められる（全体としての 1 事例あたりの関与機関数は 2.19 : 536/245）。

50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例（表 53、図 20、21）をみると、基本的な傾向は施設からの家庭復帰群と共通しており、1 事例平均の関与機関数も近い（1 事例あたり 2.58 : 392/152）。ただ、図 20 と図 18 からみると、一時的保護からの家庭復帰事例の方が関与機関数が 2 か所である事例が多く、施設からの家庭復帰事例では 3 か所となっており、一時的保護からの家庭復帰事例の方が、地域に展開できる機関数がやや限られる事例が多いことがうかがわれる。ただ、リスクが高いとみられる事例、リスクがほぼ消失したとみられる事例での関与機関数は相対的に多くなっており、最大機関数は 7 か所となっている。

具体的な関与機関別の分布について、施設からの家庭復帰（27 条と表記）と、一時的保護所からの家庭復帰（33 条と表記）を比較したものを表 54、図 22、23 に示す。

表 54. 家庭復帰時の関係機関との連携状況

(平成 23 年度途中集計値)

	1.要保護児童対策地域協議会	2.市町村児童家庭相談主管課	3.学校・保育所など子どもの所属	4.警察	5.児童委員	6.保健センター	7.医療機関	8.その他	合計
27条	97	119	148	22	17	42	43	48	536
33条	56	80	129	21	21	33	32	20	392
合計	153	199	277	43	38	75	75	68	928

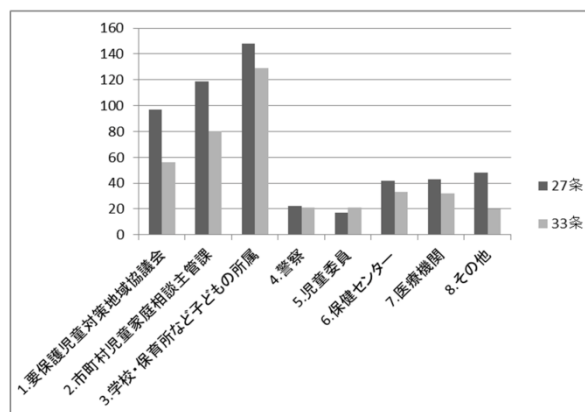


図 22. 家庭復帰時の関係機関との連携状況

(平成 23 年度途中集計値)

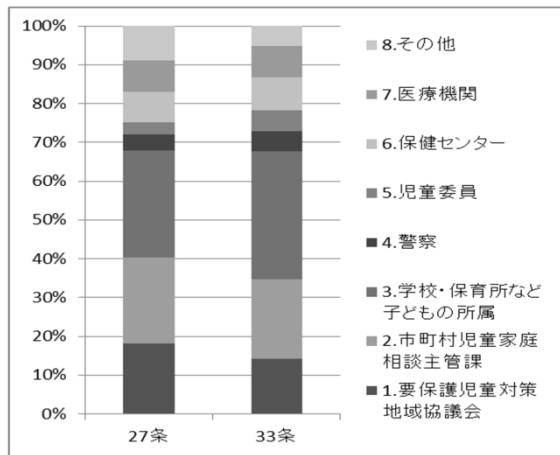


図23. 施設・一時保護所からの家庭復帰時に連携した関係機関の構成比 (平成23年度途中集計値)

これをみる限り、施設からの家庭復帰と50日以上の一時保護所からの家庭復帰には基本的には共通点の方が多くみられる。一時保護からの家庭復帰の方が学校や保育所・幼稚園など子どもの日常的な所属場所との連携や警察との連携等が若干、重視されているようにみえる。おそらくそれは事例の持つ状況の違い、年齢構成（一時保護からの家庭復帰事例の方が所属機関を持つ年代の子どもがやや多い）なども関係しているとみられる。

表55、図24、25に施設からの家庭復帰事例における児童相談所のリスク評価と関係機関の関与別分布を示す。これをみると、意外なほどにリスク判断の違いを超えて関係期間の構成比は共通している。唯一リスク消失群では警察が登場しない点、要保護児童対策地域協議会の比率が若干、リスクが残る群で高くなっている程度である。

表55. 施設からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況 (平成23年度途中集計値)

	1.要保護児童対策地域協議会	2.市町村児童家庭相談主管課	3.学校・保育所など子どもの所属	4.警察	5.児童委員	6.保健センター	7.医療機関	8.その他	合計
消失	8	10	14	0	1	2	6	5	46
ほぼ消失	28	40	49	7	6	11	13	15	169
残っている	61	69	85	15	10	29	24	28	321
合計	97	119	148	22	17	42	43	48	536

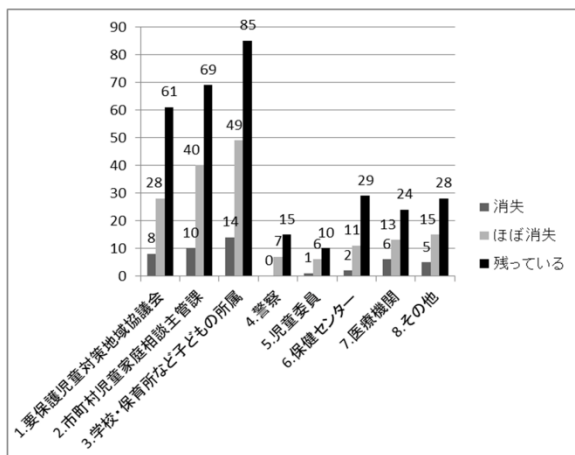


図24. 施設からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況 (平成23年度途中集計値)

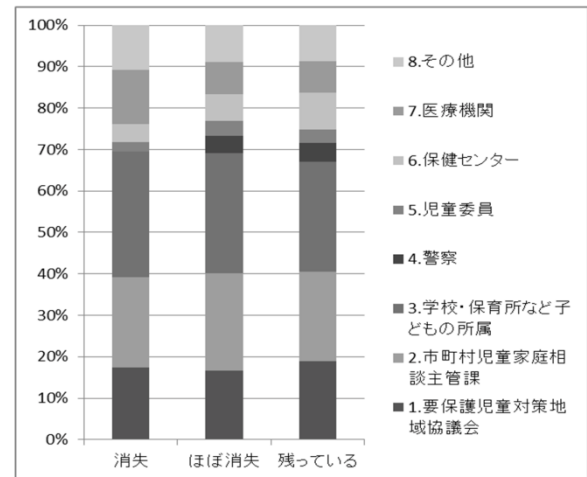


図25. 施設からの家庭復帰事例における関係機関との連携の構成比 (平成23年度途中集計値)

表56、図26、27に50日以上の一時保護からの家庭復帰事例における児童相談所のリスク評価と関係機関の関与別分布を示す。これをみると、一時保護の場合にはリスクが消失したとされた群でも警察までが投入されており、また施設からの家庭復帰事例に比べて要保護児童対策地域協議会の関与度が高く、生活場面の軸である子どもの所属機関に比べても相対的に重視されていることが認められる。

表56. 50日以上の一時保護からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況 (平成23年度途中集計値)

	1.要保護児童対策地域協議会	2.市町村児童家庭相談主管課	3.学校・保育所など子どもの所属	4.警察	5.児童委員	6.保健センター	7.医療機関	8.その他	合計
消失	2	7	12	1	0	2	2	3	29
ほぼ消失	9	25	33	5	4	8	12	1	97
残っている	45	48	84	15	17	23	18	16	266
合計	56	80	129	21	21	33	32	20	392

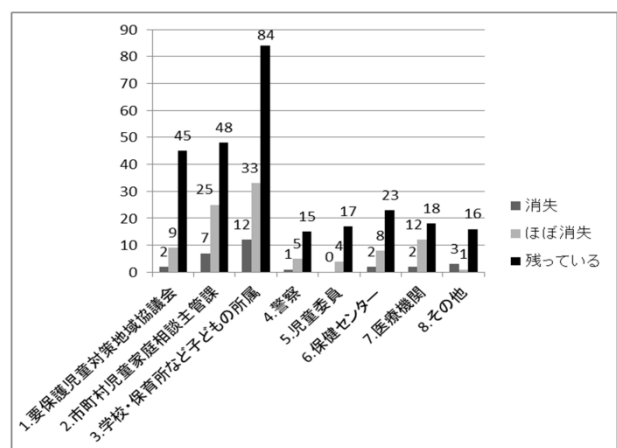


図26. 50日以上の一時保護からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況 (平成23年度途中集計値)

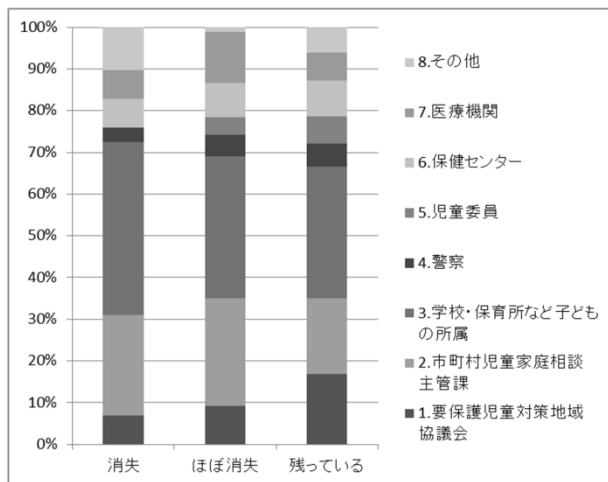


図 27. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における関係機関との連携状況の構成比 (平成 23 年度途中集計値)

表 57 に施設からの家庭復帰と同一年度内の年度末での状況、再発の状態を示す。全体として 94.7%の事例では支援継続中も含めて虐待は再発していない。再発事例は全部で 13 件、分離保護は 4 件、在宅指導は 9 件である。措置解除から再発確認までの日数は即日 (2 件) から 195 日まで (欠損値 1 件)、中央値で見ると 40.3 日と短い期間で再発が確認されている。

表 58 に 50 日以上の一時的保護から家庭復帰した事例の年度末での状況、再発の状態を示す。全体として 91.4%の事例では支援継続中も含めて虐待は再発していない。再発事例は全部で 13 件、分離保護は 3 件、在宅指導は 10 件である。措置解除から再発発見までの日数は 18 日から 183 日まで (欠損値 2 件)、中央値で見ると 60 日でやはり比較的短い期間で再発が確認されている。

表 57. 施設からの家庭復帰事例における同一年度末時点での状況 (平成 23 年度途中集計値)

経過内容	件数	構成比	虐待種別				解除後再発までの日数				
			身体	心理	ネグ	性的	各平均	内訳			
1.経過良好なのでケース閉止	54	22.0%	23	6	23	2		(計12+欠損値1)			
2.経過良好で在宅支援を継続	99	40.4%	44	12	37	6		↓ 欠損値1			
3.経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続	49	20.0%	20	7	20	2					
4.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続	3	1.2%	1	2			50	40	60		
5.児相の関与以外の通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	3	1.2%	1	2			52	31	45	80	
6.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	1	0.4%			1		60	60			
7.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護	5	2.0%	3	2			77.6	0	0	30	163
8.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたので再分離保護	1	0.4%	1				15	15			
9.その他	30	12.2%	11	1	18	0					
合 計	245		103	31	101	10					
内訳 虐待再発	13	5.3%	5	5	3	0	58.67				

表 58. 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例における同一年度末時点での状況 (平成 23 年度途中集計値)

経過内容	件数	構成比	虐待種別				解除後再発までの日数				
			身体	心理	ネグ	性的	各平均	内訳			
1.経過良好なのでケース閉止	5	3.3%	2	3				(計11+欠損値2)			
2.経過良好で在宅支援を継続	78	51.3%	43	8	26	1		↓ 欠損値2			
3.経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続	47	30.9%	17	11	16	3					
4.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続	6	3.9%	1	3	2		34.5	18	30	30	60
5.児相の関与以外の通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	4	2.6%	4				75.8	25	25	70	183
6.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	0	0.0%									
7.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護	3	2.0%	3				98	97	106	91	
8.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたので再分離保護	0	0.0%									
9.その他	9	5.9%	4	1	3	1					
合 計	152		74	26	47	5					
内訳 虐待再発	13	8.6%	8	3	2	0	75.7				

表 59 は施設からの家庭復帰事例について、ここまで挙げてきた様々な評価枠と年度末状況を一覧したものである。現状の 1 は良好でケース閉止したもの、2 は経過良好で在宅支援中であり、合わせて経過良好群とする。3 は経過は良好では無いが、虐待の再発までは見られず在宅支援中であり、これを問題継続群とする。4～8 は内容に幅はあるが、何らかの虐待再発が認められたものであり、再発群とする。

この 3 群について縦軸の各評価群との関係を統計検定にかけたところ表 60 にあるような結果を得た。

これからみると、リスクが残るという児童相談所の評価は指導継続群においても虐待再発群に対しても識別的であったが、その両者を識別することにはなっていない。児童相談所に対して非協力・対立的と言う保護者の態度評価と虐待認識において何らかの理由で虐待や行為を認めない保護者の態度は、経過良好群と継続指導群をある程度識別したが、再発群に対しては識別的ではなかった。児童相談所の提示する支援に対してそれを保護者が受け入れたか受け入れなかったかは、再発群と経過良好群を識別した。

表 59. 施設からの家庭復帰事例における同一年度末時点での状況と児相のリスク評価等の諸要素

(平成 23 年度途中集計値)

		現状								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
リスク評価	1	16	11	1						1
	2	23	45	6	1			1		13
	3	15	43	42	2	3	1	4	1	16
	計	54	99	49	3	3	1	5	1	30
児相との関係	1	26	53	14	2	1	1	1		16
	2	1	1	3						
	3	6	20	11		1		1		4
	4	3	3	2						3
	5	17	22	19	1	1		3	1	7
	不明	1								
	計	54	99	49	3	3	1	5	1	30
虐待認識	1	22	59	15	1			1		15
	2	6	14	9	1	2		1	1	5
	3	4	5	5	1	1				
	4	5	7	7						
	5	1	5	3						6
	6	12	7	10						3
	不明	4	2				1	3		1
	計	54	99	49	3	3	1	5	1	30
児相援助への態度	1	8	1	3		1	1	2		2
	2	18	52	7				1		3
	3			1		1				
	4	3	11	10	1			2		10
	5	20	32	23	1	1			1	12
	6	1	1	3	1					1
	不明	4	2	2						2
	計	54	99	49	3	3	1	5	1	30

表 60. 施設からの家庭復帰事例における同一年度末時点での状況と児相のリスク評価等の諸要素の関係

年度末時点での状況の識別力に関する検討

(平成 23 年度途中集計値)

大項目	比較された群	経過良好群と問題継続群	経過良好群と再発群
リスク評価	リスク消失とほぼ消失群 VS リスクあり群	**	**
児相との関係	最終的に児相に協力的 VS 最終的に児相と対立 不安定	*	
虐待認識	虐待を認めた（仕方なくとも） VS 虐待・行為いずれか・両方認めていない	*	
児童相談所の提示する援助への態度	理由によらず支援を受け入れる VS 理由によらず支援を受け入れない		**

フィッシャーの検定 **1%有意 *5%有意

IV 考察

今回の検討は、先に述べたようにデータ回収途上での試行的な検討なので、詳細にわたる検討は差し控え、全体的な今後の検討課題の概要整理を行うことにする。

1) 保護者支援に関する施設からの家庭復帰と 50 日以上 の一時保護からの家庭復帰の共通点と相違点

平成 20～22 年度に予備的な調査を行った結果通り、施設からの家庭復帰事例と 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例は、親子関係の調整や保護者指導において、多くの点で共通しており、段階的親子再接触アプローチが一時保護からの家庭復帰事例でも少なからず適用されていることが認められた。

多くの児童相談所において、一時保護が当初より施設入所を前提とせず、また短期の家庭復帰とも違った形で 2 か月を超える期間にわたり緊急保護された子どもの処遇に使われており、その間に保護者支援や親子関係の調整が計画されたり、実施されたりしていることに注目すべきである。施設入所と違う環境に子どもの処遇の場、親子関係の調整の場を設ける主な理由は、①次の適切な子どもの生活場所となるべき社会的養護の入所キャパが既に一杯で不足している、あるいは、②法第 27 条の施設等への措置を行おうとすると、親権者の同意を要するという壁にぶつからざるを得ない、の 2 点が考えられる。いずれも本来的な支援の枠組みに物理的にか、作業的にか限界が生じているために、一時保護という児童相談所長の権限だけで実施で

きる親子分離の介入が長期化せざるを得なくなっているという事態を意味しており、これについては別に検討が必要な課題である。

そうした議論とは別に、施設から家庭復帰する子どもたちとは違って、より短期に集中的な介入の延長線上で家庭復帰する一時保護からの家庭復帰事例において、その保護者支援、あるいは親子関係の調整課題を、施設入所と全く同じ様に扱ってよいかどうかの検討が必要と考えられる。

施設からの家庭復帰と 50 日以上の一時的保護からの家庭復帰事例の相違点は保護者の児童相談所に対する態度の分布に見ることが出来る。施設から家庭復帰する事例では、保護者の児童相談所に対する態度は多様に分岐、変化しているが、一時保護所からの家庭復帰事例では保護者の態度変化は少なくまた、家庭復帰後の問題再発率に比べて児童相談所に異議を申し立てたり対立的となったりする保護者が相対的に少ない。施設からの家庭復帰で問題再発の重要指標になりそうな、支援提案を拒む動きもみられない。おそらく、児童相談所の強い主導権限の下で行われている介入的性質や、家庭復帰が施設入所に比べるとずっと現実的・具体的に常に強調されている状況、結果的に 50 日を超えたとしても短期であること、などがそうした違いを生んでいると考えられる。当然、こうした保護者の反応の違いは、指導・支援にも何らかの違いを産むはずであり、その整理が必要といえる。

家族構成の変化については、従来から施設からの家庭復帰事例はではかなりの高い頻度で見られていることが注目されてきたが、今回の事例でも多くの家族（43.2%）で変遷が認められている。ところが一時保護事例でも意外に高い頻度で家族構成の変化が認められていることが明らかとなった（36.7%）。これにどのような要素が関係しているのかも今後の注目点である。

2) 家庭復帰以前からの地域関係機関との連携、および保護者と期間の事前接触について

従来から、虐待を受けた子どもの家庭復帰にあたっては、復帰先の関係機関と児童相談所、保護者の調整が重要であることが指摘されてきた。今回の事案をみる限り、そのための対応は施設からの家庭復帰で 70% 台、一時保護所からの家庭復帰で 90～100% 台など、かなりの高率で実施されており、かつ、児童相談所が考える虐待のリスクの程度と関係なく、実施されている。家庭復帰の時点でなおリスクがあると考えられている事例は施設からの家庭復帰で

52.6%、50 日以上の一時的保護からの家庭復帰で 64.1% 認められているが、それ以外の事例でもほぼ、同じ比率で事前接触が図られている。これが、効率的な問題を持っているのか、あるいは慎重な対応として当然のことなのか、吟味が必要かもしれない。これに関して思い起こされるのは、平成 20～22 年度の調査研究において、虐待者がいない家に帰る事例と虐待者がまだ家にいるところに帰る事例で、段階的親子再接触アプローチの実施率がほとんど変わらなかったことがある。児童相談所の対応にはこうした事案の対象としての特性によらず、直感的にほぼ同じ負担・適応率で類似の対応を展開させているバイアスがあるかもしれないということがある。

3) 支援効果の評価指標としての再発問題

虐待対応における家庭復帰、親子関係の調整課題は、虐待の再発、子どもの再被害を阻止することにひとつの目標がある。これに比べて、質的な親子関係の改善、特に愛着や情緒的交流、安心・安全感を鍵とした評価は難しい。また多くの親子が、その生活も含めてしばしば流動的な関係にあり、そこそこやっている、不適切養育には落ち込まずに済んでいるという臨界点が、指標とならざるを得ない面がある。最低限、再び不適切養育に戻ってしまわないようにするための支援は何かという点である。

今回の調査データでみると、家庭復帰と同一年度内で施設からの家庭復帰も一時保護所からの家庭復帰も 90% を超える事例が再発を確認されていない状況にあった。また再発を確認された事例は比較的短期（40～60 日）に再発している傾向が認められた。

今回は試行的であるが、いくつかの指標となるべき保護者の示す態度・特徴を、家庭復帰と同一年度内の虐待再発と比較検討した。唯一、理由のいかんを問わず、保護者が児童相談所の示す支援を拒否した場合に、虐待の再発頻度（35% と 5% の発生率）に有意差（1% 水準）が認められた。まだサンプルが小さいので、より大きなサンプル数と時間経過を含めた経過情報による検証が必要であるが、例えば家庭復帰して在宅指導に入った事案の危険率を、ある程度予測的にふり分けられる指標が見つければ、家庭復帰時点からの支援方針に一つの手掛かりが得られる可能性があると言える。

これらの課題について、まず 23 年度の事例として回収された全事例についての検討、および、24 年 11 月時点での各事例の情報を加味した段階での検討が当面の次なる課題である。

参考文献

- 全児相 「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査報告書」全国児童相談所長会 全児相通巻87号 2009
- 山本他「児童相談所における保護者援助にあり方に関する実証的研究(2)」日本子ども家庭総合研究所紀要 第45号 235-283 2008
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008
- 平成19年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究(主任研究者:才村 純)」2008 こども未来財団
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」2006 日本子ども家庭総合研究所紀要第42集(平成17年度) 147-175
- 岡山県子ども虐待防止専門本部 児童相談に係る基準等作成グループ「子どものニーズを満たす親への支援 基本的な考え方とソーシャルワークの重要性」2010
- 岡山県福祉相談センター 他「子ども福祉実践研究集録 第1集」2011
- 岡山県 「子どもが心配 チェックシート(岡山版)平成22年度改訂」2011
- 愛知県「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」2003
- 神奈川県「「こども虐待」への家族支援」2006
- 千葉県社会福祉協議会「家族関係支援の手引き〜切れ目のない支援の実現に向けて〜」2008
- 児童虐待防止対策支援・治療研究会編「子ども・家族への支援・治療をするために」2004 日本児童福祉協会
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究 〜実践事例の収集、分析」2008
- 日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度) 187-256
- 野口啓示「被虐待児の家族支援 家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発」2008 福村出版
- 小野善郎「虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究」『平成19年厚生労働科学研究補助金(子ども総合研究事業)「児童虐待の子ども被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山真紀子)」分担研究報告書』2008 437-456
- 平成19年度研究報告書「児童虐待における家族支援に関する研究ー児童福祉施設での取り組みー(研究代表者:川崎二三彦)」2008 子どもの虹情報研修センター
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008
- 平成19年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究(主任研究者:才村 純)」2008 こども未来財団
- Finkelhor,D.,著 佐藤まゆみ訳「序」『ジョン・E・B・マイヤーズ他著 小木曾 宏監修「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド:The APSAC Handbook on Child Maltreatment」』2008 明石書店 5-11
- Daro,D.,Donnelly,A.C.,著 遠藤夏美訳 和泉広恵監訳「子ども虐待の防止ー成果と課題」『ジョン・E・B・マイヤーズ他著 小木曾 宏監修「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド:The APSAC Handbook on Child Maltreatment」』2008 明石書店 623-649
- 児童虐待防止対策支援・治療研究会編「子ども・家族への支援・治療をするために」2004 日本児童福祉協会
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究 〜実践事例の収集、分析」2008
- 日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度) 187-256
- 森田ゆり・エンパワメントセンター「MY TREE ペアレンツ・プログラム 実践報告書」2006
- エンパワメントセンター、森田ゆり「虐待する親の回復と法改正:MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践から」2008 アディクションと家族24(4) 306-312
- 平成17年度児童関連サービス調査研究事業報告書「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究(主任研究者:才村 純)」2006 こども未来財団
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究 ー虐待者の属性と効果的な援助に資する要因との相関関係に関する実証的研究ー」2007
- 日本子ども家庭総合研究所紀要第43集(平成18年度) 181-202
- 平成18年度児童関連サービス調査研究事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題調整及び制度のあり方に関する調査研究(主任研究者:才村 純)」2007 こども未来財団
- 才村 純他「虐待対応に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究(2)」2005 日本子ども家庭総合研究所紀要第41集(平成16年度) 129-174
- 才村 純「子ども虐待ソーシャルワーク論」2005 有斐閣 13-26
- 親子関係の再構築に向けた支援のあり方検討会(座長:庄司順一)「親子関係の再構築に向けた家族支援〜親(母)と子の宿泊型サポート事業を実践して〜」2008 宮城県大崎地域子どもセンター
- 小野善郎「虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究」『平成19年厚生労働科学研究補助金(子ども総合研究事業)「児童虐待の子ども被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山真紀子)」分担研究報告書』2008 437-456
- 平成19年度研究報告書「児童虐待における家族支援に関する研究ー児童福祉施設での取り組みー(研究代表者:川崎二三彦)」2008 子どもの虹情報研修センター
- Prior,V., Glaser,D.,Understanding Attachment and Attachment Disorders: Theory,Evidence and Practice. 2006 Royal College of Psychiatrist 加藤和生監訳「愛着と愛着障害ー理論と証拠にもとづいた理解・臨床・介入のためのガイドブック」2008 北大路書房 289-290
- 久保田まり「アタッチメント研究の発展 発達臨床心理学的接近」『庄司順一 奥山真紀子 久保田まり 編著「アタッチメント

- 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』65-91
- 奥山眞紀子「アタッチメントトラウマ」『庄司順一 奥山眞紀子 久保田まり 編著「アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』143-176
- Ainsworth, M. Attachment beyond infancy. *American Psychologist* 44, 4, 1989 709-716
- Howes, C., Attachment relationships in the content of multiple caregivers. In j. Cassidy and P. Shaver (eds) *Handbook of Attachment: Theory, Research and Clinical Applications*. New York: Guilford Press 1999 675
- van Ijzendoorn, M., Sagi, A. and Lamberson, M. The multiple caretaker paradox: data from Holland and Israel. In R. Pianta (ed.) *New Directions for Child Development: no. 57 Beyond the Parent: The Role of Other Adults in Children's Lives*. San Francisco: Jossey-Bass 1992 22
- 青木 豊「アタッチメント障害の診断と治療」『庄司順一 奥山眞紀子 久保田まり 編著「アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』122-142
- 山本恒雄 他 児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究(2) 日本子ども家庭総合研究所紀要 第 45 集 2008 235-283.
- 山本恒雄 他 児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究(3) 日本子ども家庭総合研究所紀要 第 46 集 2009 177-230.
- 山本恒雄 他 児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究(4) 日本子ども家庭総合研究所紀要 第 47 集 2010 193-301.

【質問票】27条1項3号 個別ケース

ここからは平成23年度中に児童福祉法第27条1項3号の措置を解除して家庭引き取り(18才になった、就労自立、ケース移管、施設から里親委託に措置変更のために解除、自立援助ホームに入所したケースを除く)したケースのうち、相談種別が虐待のケースについて質問させていただきます。

下記の質問をお読みいただき、回答については別紙回答用紙にご記入ください。

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1. 解除先について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 家庭引き取り 2. 親以外の親族引き取り 3. その他(知人等の家庭引き取り等) 具体的に記入

K-2. 解除時の学年・年齢について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 1歳未満 2. 1～2歳 3. 3～6歳 4. 小1 5. 小2 6. 小3 7. 小4 8. 小5 9. 小6
10. 中1 11. 中2 12. 中3 13. 高1 14. 高2 15. 高3 16. 中卒 17. 高卒
18. 専門学校 19. その他 具体的に記入

K-3. 性別について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 男 2. 女

K-4. 措置時の虐待種別について、「主たる」および「従たる」別に次の中から選び番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 身体虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 性虐待

K-5. 児童福祉法第28条の承認による施設入所の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. あり 2. なし

K-6. 入所期間を日数で枠内にご記入ください。

K-7. 措置停止の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。
また措置停止をした場合は、その日数を枠内にご記入ください。

1. 措置停止した 日 2. 措置停止しなかった

◎措置解除後の処理について

K-8-1. 措置解除後の処理について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. モニター(監視)と情報収集 2. 継続指導 3. 児童福祉司指導(新規)
4. 児童福祉司指導(継続) 5. ケース閉止 6. その他 具体的に記入

※措置中に児童福祉司指導をして、措置解除後も継続しているケースについては(継続)の方を選んでください

K-8-2. 上記設問の具体的な援助内容について、次の中から選び番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 家庭訪問 2. 招致しての随時面接
3. 通所指導 4. 特定の指導プログラム

K-8-2で「4. 特定の指導プログラム」を選択した方にお聞きます。

K-8-3. 特定の指導プログラムについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 2. ソリューション・フォーカスト・アプローチ
3. MY TREEペアレンツ・プログラム 4. コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)
5. 精研式ペアレント・トレーニング 6. Nobody's perfect
7. ナラティブ・アプローチ 8. MCG
9. 当事者参画(家族合同ミーティング等) 10. フォーカシング
11. 認知行動療法的接触 12. グループワーク・カウンセリング
13. 治療契約に基づく個別カウンセリング 14. CRC親子支援プログラム
15. 育児トレーニング(育児の実技指導全般) 16. その他 具体的に記入

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-9. 虐待加害者について、主たる虐待加害者を次の中から選び番号に○を付けてください。
主従がはっきりしないなどの場合は「不明欄」の番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

◎措置時の状況について

K-10-1. 措置時に同居していた家族メンバーを次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-10-2. 措置時における保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認識・態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による（我が家のしつけ等）として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不 明

◎解除時の状況について

K-11-1. 解除時の同居家族メンバーについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-11-2. 解除時までの虐待のリスクについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待のリスクは完全に消失した
2. 虐待のリスクはほぼ消失した
3. 虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した

K-11-3. 虐待状況改善に向けての保護者の行動について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 児童相談所に対して協力的であった
2. 児童相談所に対して協力的であったが、対立し反発していった
3. 児童相談所に対して、対立していたが協力的になった
4. 児童相談所に対して、対立していた
5. 児童相談所に対して、対立したり、協力的だったり不安定であった

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-11-4. 措置解除時における引き取りを行った保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認知状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による（我が家のしつけ等）として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不 明

K-11-5. 措置解除時において保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の児童相談所が提示する解除後の援助に対する態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 「問題は解決したので、受け入れない」という態度
2. 「問題は解決したが、なお受け入れたい」という態度
3. 「問題は解決していないが、受け入れない」という態度
4. 「問題は解決していないので、受け入れる」という態度
5. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れる」という態度
6. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れない」という態度

K-11-6. 虐待再発リスクに対する安全評価について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる
2. 親族を含む家族内のキーパーソンを中心とした安全の確保できる
3. 子どもの成長・発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる
4. 児相による関係性の中での在宅指導で安全を確保できる
5. その他

K-11-7. 特殊な引き取り例について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 保護者の強い引き取り希望に応えた
2. 子どもが施設不適應となり、やむを得ず措置解除とした
3. 子ども自身が自ら措置施設を出てしまい、施設に戻ることを強く拒否したため措置解除とした
4. その他やむをえない事情により措置解除した
5. 該当しない

◎措置解除以前の地域との連携について

K-12-1. 措置解除にあたり措置解除以前に地域機関との連携の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 連携した
2. 連携しなかった

K-12-1で「1. 連携した」を選択した方にお聞きします。

K-12-2. 連携した機関について、次の中から選び番号に○を付けてください。（複数回答可）またその機関の中の主担当を枠内にご記入ください。

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 要保護児童対策地域協議会 | 2. 市町村児童家庭相談主管課 |
| 3. 学校・保育所など子どもの所属 | 4. 警 察 |
| | 5. 児童委員 |
| 6. 保健センター | 7. 医療機関 |
| 8. その他 | <input style="width: 100px;" type="text" value="具体的に記入"/> |

K-12-3. 退所以前に保護者と関係機関の接触の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 接触した
2. 接触しなかった

◎面会～外出～外泊～保護解除までの段階的親子再接触の実施について

K-13-1. 段階的親子再接触の実施計画の作成の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 作成した
2. 作成しなかった

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-2. 段階的親子再接触の実施計画を作成した場合、作成したのは誰ですか。
次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 担当福祉司

2. 担当福祉司以外の貴児童相談所職員

具体的に記入

3. 担当福祉司とそれ以外の貴児童相談所職員により作成

具体的に記入

4. 貴児童相談所以外の児童相談所職員

具体的に記入

5. その他

具体的に記入

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-3. 段階的親子再接触の実施計画を作成にあたって保護者、親族、子ども自身がプランニングに参加しましたか。次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 参加した 参加した人に○を付けてください
〔 A. 保護者 B. 親族 C. 子ども自身 〕

2. 参加しなかった

K-13-4. 段階的親子再接触の実施状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 順調に進んだ

2. 順調とは言いがたい状況であったが、一応面会～外出～外泊～措置解除の手順を踏まえた

3. 保護者の都合による中断が多く、当初の計画よりかなり少ない回数になってしまった

4. 再接触プログラム実施を開始したが、途中で中断しそれ以降実施できなかった

5. 再接触プログラムの提示を保護者にしたが実施できなかった

6. その他

具体的に記入

K-13-5. 実施したプログラムについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

2. ソリューション・フォーカスト・アプローチ

3. MY TREEペアレンツ・プログラム

4. コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)

5. 精研式ペアレント・トレーニング

6. Nobody's perfect

7. ナラティブ・アプローチ

8. MCG

9. 当事者参画(家族合同ミーティング等)

10. フォーカシング

11. 認知行動療法的接触

12. グループワーク・カウンセリング

13. 治療契約に基づく個別カウンセリング

14. CRC親子支援プログラム

15. 育児トレーニング(育児の実技指導全般)

16. その他

具体的に記入

K-14. このケースについて、措置中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から措置解除までの期間についてご記入ください。

K-15. 現在の状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 経過良好なのでケース閉止

2. 経過良好で在宅支援を継続

3. 経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続

4. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続

5. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を継続(ケース継続中)

6. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を再開(ケース閉止後)

7. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護

8. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したので再分離保護(ケース閉止後)

9. その他

具体的に記入

K-15で「4」～「8」を選択した方にお聞きします。

K-16. そのような状況になった時期はいつですか。措置解除から経過した期間についてご記入ください。

調査はこれで終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

【回答用紙】27条1項3号 個別ケース

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1	1 2 3	その他	
K-2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	その他	
K-3	1 2	K-4	主たる 1 2 3 4 従たる 1 2 3 4
K-5	1 2	K-6	日
K-7	1 2	措置停止日数	日
K-8-1	1 2 3 4 5 6	その他	K-8-2 1 2 3 4
K-8-3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	その他	
K-9（主）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-9（不明）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-2	1 2 3 4 5 6		
K-11-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-11-2	1 2 3	K-11-3	1 2 3 4 5 K-11-4 1 2 3 4 5 6
K-11-5	1 2 3 4 5 6	K-11-6	1 2 3 4 5 その他
K-11-7	1 2 3 4 5	やむをえない事情	
K-12-1	1 2	K-12-2	1 2 3 4 5 6 7 8 その他
K-12-3	1 2	K-13-1	1 2
K-13-2	1 2 3 4 5	具体的に記入	
K-13-3	1 2	参加した人	A B C
K-13-4	1 2 3 4 5 6	その他	
K-13-5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	その他	
K-14	期間	日	※措置中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から保護解除までの期間
K-15	1 2 3 4 5 6 7 8 9	その他	
K-16	期間	日	※措置解除から経過した期間

【質問票】33条個別ケース

ここからは平成23年度中に児童福祉法第33条の一時保護が50日を超えて行いその後一時保護を解除したケースのうち、家庭復帰になったもので相談種別が虐待のケースについて質問させていただきます。

下記の質問をお読みいただき、回答については別紙回答用紙にご記入ください。

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1. 一時保護解除先について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 家庭引き取り 2. 親以外の親族引き取り 3. その他(知人等の家庭引き取り等) 具体的に記入

K-2. 一時保護解除時の学年・年齢について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 1歳未満 2. 1～2歳 3. 3～6歳 4. 小1 5. 小2 6. 小3 7. 小4 8. 小5 9. 小6
10. 中1 11. 中2 12. 中3 13. 高1 14. 高2 15. 高3 16. 中卒 17. 高卒
18. 専門学校 19. その他 具体的に記入

K-3. 性別について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 男 2. 女

K-4. 一時保護時の虐待種別について、「主たる」および「従たる」別に次の中から選び番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 身体虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 性虐待

K-5. 一時保護の理由について、該当するものを次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 緊急預かり 2. レスパイト 3. 親のクールダウン 4. 子どもの観察 5. 親への警告
6. 施設入所のため 7. その他 具体的に記入

K-6. 一時保護期間の日数を枠内にご記入ください。

K-7. 一時保護解除について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 当初の目的通り(生活環境の改善が図れた等)
2. 目的の変更(施設に空きがなかった、子どもが無断外出してしまった等)

K-8-1. 一時保護解除後の処理について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 児童福祉司指導(新規) 2. 児童福祉司指導(継続) 3. 継続指導
4. ケース閉止 5. その他 具体的に記入

※保護中に児童福祉司指導をして、保護解除後も継続しているケースについては(継続)の方を選んでください

K-8-2. 全体としての接触の頻度(回数)と組織的なチェックの期間を枠内にご記入ください。

K-9. 虐待加害者について、主たる虐待加害者を次の中から選び番号に○を付けてください。
主従がはっきりしないなどの場合は「不明欄」の番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他 具体的に記入

【質問票】33条個別ケース

◎一時保護時の状況について

K-10-1. 一時保護時に同居していた家族メンバーを次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-10-2. 一時保護時における保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認識・態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による（我が家のしつけ等）として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不 明

◎一時解除時の状況について

K-11-1. 一時保護解除時の同居家族メンバーについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-11-2. 一時保護解除時までの虐待のリスクについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待のリスクは完全に消失した
2. 虐待のリスクはほぼ消失した
3. 虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した

K-11-3. 虐待状況改善に向けての保護者の行動について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 児童相談所に対して協力的であった
2. 児童相談所に対して協力的であったが、対立し反発していった
3. 児童相談所に対して、対立していたが協力的になった
4. 児童相談所に対して、対立していた
5. 児童相談所に対して、対立したり、協力的だったり不安定であった

K-11-4. 一時保護解除時における引き取りを行った保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認知状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による（我が家のしつけ等）として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不 明

【質問票】33条個別ケース

K-11-5. 一時保護解除時において保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の児童相談所が提示する一時保護解除後の援助に対する態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 「問題は解決したので、受け入れない」という態度
2. 「問題は解決したが、なお受け入れたい」という態度
3. 「問題は解決していないが、受け入れない」という態度
4. 「問題は解決していないので、受け入れる」という態度
5. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れる」という態度
6. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れない」という態度

K-11-6. 虐待再発リスクに対する安全評価について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる
2. 親族を含む家族内のキーパーソンを中心とした安全の確保できる
3. 子どもの成長・発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる
4. 児相による関係性の中での在宅指導で安全を確保できる
5. その他

K-11-7. 特殊な引き取り例について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 保護者の強い引き取り希望に応えた
2. 子どもが一時保護不適応となり、やむを得ず一時保護解除とした
3. 子ども自身が自ら一時保護所等を出てしまい、一時保護所等に戻ることを強く拒否したため一時保護解除とした
4. その他やむをえない事情により一時保護解除した
5. 該当しない

◎一時保護解除以前の地域との連携について

K-12-1. 一時保護解除にあたり一時保護解除以前に地域機関との連携の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 連携した
2. 連携しなかった

K-12-1で「1. 連携した」を選択した方にお聞きします。

K-12-2. 連携した機関について、次の中から選び番号に○を付けてください。（複数回答可）またその機関の中の主担当を枠内にご記入ください。

1. 要保護児童対策地域協議会
2. 市町村児童家庭相談主管課
3. 学校・保育所など子どもの所属
4. 警察
5. 児童委員
6. 保健センター
7. 医療機関
8. その他

K-12-3. 一時保護解除以前に保護者と関係機関の接触の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 接触した
2. 接触しなかった

◎面会～外出～外泊～一時保護解除までの段階的親子再接触の実施について

K-13-1. 段階的親子再接触の実施計画の作成の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 作成した
2. 作成しなかった

【質問票】33条個別ケース

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-2. 段階的親子再接触の実施計画を作成した場合、作成したのは誰ですか。
次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 担当福祉司

2. 担当福祉司以外の貴児童相談所職員

具体的に記入

3. 担当福祉司とそれ以外の貴児童相談所職員により作成

具体的に記入

4. 貴児童相談所以外の児童相談所職員

具体的に記入

5. その他

具体的に記入

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-3. 段階的親子再接触の実施計画を作成にあたって保護者、親族、子ども自身がプランニングに参加しましたか。次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 参加した

人

2. 参加しなかった

K-13-4. 段階的親子再接触の実施状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 順調に進んだ

2. 順調とはいいがたい状況であったが、一応面会～外出～外泊～一時保護解除の手順を踏まえた

3. 保護者の都合による中断が多く、当初の計画よりかなり少ない回数になってしまった

4. 再接触プログラム実施を開始したが、途中で中断しそれ以降実施できなかった

5. 再接触プログラムの提示を保護者にしたが実施できなかった

6. その他

具体的に記入

K-13-5. 実施したプログラムについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

2. ソリューション・フォーカスト・アプローチ

3. MY TREEペアレンツ・プログラム

4. コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)

5. 精研式ペアレント・トレーニング

6. Nobody's perfect

7. ナラティブ・アプローチ

8. MCG

9. 当事者参画(家族合同ミーティング等)

10. フォーカシング

11. 認知行動療法的接触

12. グループワーク・カウンセリング

13. 治療契約に基づく個別カウンセリング

14. CRC親子支援プログラム

15. 育児トレーニング(育児の実技指導全般)

16. その他

具体的に記入

K-14. このケースについて、一時保護中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から一時保護解除までの期間についてご記入ください。

K-15. 現在の状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 経過良好なのでケース閉止

2. 経過良好で在宅支援を継続

3. 経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続

4. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続

5. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を継続(ケース継続中)

6. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を再開(ケース閉止後)

7. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護

8. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したので再分離保護(ケース閉止後)

9. その他

具体的に記入

K-15で「4」～「8」を選択した方にお聞きします。

K-16. そのような状況になった時期はいつですか。一時保護解除から経過した期間についてご記入ください。

調査はこれで終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

【回答用紙】33条個別ケース (No.)

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1	1 2 3	その他	
K-2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	その他	
K-3	1 2	K-4	主たる 1 2 3 4 従たる 1 2 3 4
K-5	1 2 3 4 5 6 7	その他	K-6
K-7	1 2	K-8-1	1 2 3 4 5 その他
K-8-2	接触の頻度	回	組織的な チェック期間
K-9 (主)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-9 (不明)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-2	1 2 3 4 5 6		
K-11-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-11-2	1 2 3	K-11-3	1 2 3 4 5 K-11-4 1 2 3 4 5 6
K-11-5	1 2 3 4 5 6	K-11-6	1 2 3 4 5 その他
K-11-7	1 2 3 4 5	やむをえない事情	
K-12-1	1 2	K-12-2	1 2 3 4 5 6 7 8 その他
K-12-3	1 2	K-13-1	1 2
K-13-2	1 2 3 4 5	具体的に記入	
K-13-3	1 2	参加人数	人
K-13-4	1 2 3 4 5 6	その他	
K-13-5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	その他	
K-14	期間	日	※一時保護中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から保護解除までの期間
K-15	1 2 3 4 5 6 7 8 9	その他	
K-16	期間	日	※一時保護解除から経過した期間